

# 令和7年玉村町議会第2回定例会会議録第1号

---

令和7年6月2日（月曜日）

---

## 議事日程 第1号

令和7年6月2日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 陳情の付託
- 日程第 5 報告第 1号 令和6年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第 2号 令和6年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和6年度玉村町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町税条例の一部改正について)
- 日程第10 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町都市計画税条例の一部改正について)
- 日程第11 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて  
(玉村町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第12 議案第26号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第27号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第28号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第29号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第30号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第31号 令和7年度玉村町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12人）

1番	羽 鳥 光 博 君	2番	堀 越 真由子 君
3番	松 本 幸 喜 君	4番	笠 原 則 孝 君
5番	小 林 一 幸 君	6番	月 田 均 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三 友 美恵子 君
9番	高 橋 茂 樹 君	10番	浅 見 武 志 君
12番	新 井 賢 次 君	13番	石 内 國 雄 君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	石 川 眞 男 君	副 町 長	萩 原 保 宏 君
教 育 長	鈴 木 寛 史 君	総 務 課 長	齋 藤 善 彦 君
企 画 課 長	関 根 伸 行 君	税 務 課 長	貫 井 利 行 君
健康福祉課長	岡 田 寛 子 君	子ども育成課長	今 井 理 恵 子 君
住 民 課 長	丸 山 智 志 君	環境安全課長	齋 藤 博 君
経済産業課長	平 野 敏 行 君	都市建設課長	原 田 英 樹 君
上下水道課長	上 村 明 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	関 根 聡 子 君
学校教育課長	青 木 栄 二 君	生涯学習課長	畑 中 哲 哉 君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	齋 藤 恭	局長補佐	萩 原 穰
庶務係兼 議事調査係	飯 田 麻 友		

## ○議長挨拶

◇議長（石内國雄君） 着席願います。おはようございます。

令和7年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和7年玉村町議会第2回定例会が招集されましたところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長から提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対し、あらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

また、今定例会には11名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。梅雨の季節を迎えますが、議員並びに町長をはじめ執行各位におかれましては、体調に十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

---

## ○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（石内國雄君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（石内國雄君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容はお手元に配付したとおりであります。

---

## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（石内國雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、3番松本幸喜議員、4番笠原則孝議員の両名を指名いたします。

### ○日程第3 会期の決定

◇議長（石内國雄君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る5月26日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

浅見武志議会運営委員長。

〔議会運営委員長 浅見武志君登壇〕

◇議会運営委員長（浅見武志君） おはようございます。令和7年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る5月26日午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成しましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月11日までの10日間とします。

今定例会には、陳情1件、町長から提案される議案は、報告が2件、承認が5件、条例の一部改正や補正予算に関する議案等が6件の計13議案を予定しております。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、陳情1件の付託を行います。

次に、町長より報告第1号及び報告第2号の2件について、一括して報告があります。

次に、承認第1号及び承認第2号までの2議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、承認第3号から承認第5号までの3議案について、一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、条例の一部改正に関する議案第26号から議案第30号までの5議案について、それぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、補正予算に関する議案第31号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

最後に、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は5人です。

日程3日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は3人です。

日程4日目は、午前9時から総務経済常任委員会が開催されます。

日程5日目は、午前9時から民生文教常任委員会が開催されます。

日程6日目及び7日目は、土曜日、日曜日のため休会といたします。

日程8日目並びに9日目は、事務整理のため休会といたします。

日程10日目は最終日とし、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から全員協議会が開催されます。

その後、本会議を午後2時30分に開議し、委員会に付託された陳情について、委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から、開会中の所管事務調査報告及び閉会中の所管事務調査の申出を行い、閉会を予定しております。

以上、申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう、各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和7年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から6月11日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月11日までの10日間とすることに決定しました。



#### ○日程第4 陳情の付託

◇議長（石内國雄君） 日程第4、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり、関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

令和7年6月2日

玉村町議会第2回定例会

#### 陳 情 等 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者又は代表者住所・氏名	付託委員会等
2	7. 5. 7	地方財政の充実・強化に関する意見書採択についての陳情	群馬県伊勢崎市中央町30-4 日本労働組合総連合会 群馬県連合会 伊勢崎地域協議会 議長 宮下 和夫	総務経済 常任委員会



○日程第5 報告第1号 令和6年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第6 報告第2号 令和6年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

て

◇議長（石内國雄君） 日程第5、報告第1号 令和6年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び日程第6、報告第2号 令和6年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより2件を一括して報告を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。令和7年玉村町議会第2回定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、去る5月11日に、老人福祉センター及び北部公園において「肉のワンダーランドたまむら・肉とバラの祭典」が、町民の日のイベントとして開催されました。当日は、絶好の天気にも恵まれ、町内外からたくさんの方々にご来場いただきました。本町初のいわゆる「肉フェス」として、地元事業者の皆様の協力を得て、上州牛と上州豚肉の試食提供やキッチンカーでの肉類の販売、ステージ等での多彩なイベントにより、地元特産品である食肉と町の花であるバラを広く発信することができ、多くの来場者を楽しませ、満足させるイベントとなったと感じています。町外や県外の方にも、一度はこの玉村町に足を運んでいただき、町を知ってもらうことが、交流人口増加の足がかりとして大変重要であり、意味のあることだと思っています。今後も、魅力的な資源を最大限に活用し、交流人口や関係人口の増加を目指すとともに、町民の皆様や地域企業の方々と連携して、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。

さて、本定例会は本日より開会し、6月11日までの10日間、13議案につきまして提案させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。また、一般質問では11人の議員から、町政全般にわたるご質問をいただいておりますが、誠心誠意、議論を尽くしてまいりたいと存じますので、併せてよろしくお願い申し上げます、説明に入らせていただきます。

初めに、報告第1号 令和6年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和6年度補正予算で繰越明許費を設定した事業について、令和7年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

内容につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金事業追加給付、低所得子育て世帯への加算給付金事業追加給付をはじめ、烏川大橋大規模改修事業、町営住宅管理事業、中央小学校及び玉村中学校の学校管理費の6事業で、繰越総額は2,419万6,488円でございます。

次に、報告第2号 令和6年度玉村町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和7年度へ繰り越し

た事業について、同法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、資本的支出における与六分・上之手配水幹線布設替工事で、繰越額は1億2,500万円であり、財源内訳は当年度損益勘定留保資金が2,200万円、国・県支出金が3,700万円、企業債が6,600万円でございます。

以上、報告いたします。

◇議長（石内國雄君） 以上で報告を終了いたします。



○日程第7 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町一般会計補正予算（第10号））

○日程第8 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

◇議長（石内國雄君） 日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町一般会計補正予算（第10号））と日程第8、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号と承認第2号の2議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 承認第1号 令和6年度玉村町一般会計補正予算（第10号）における専決処分を報告し、承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から2,998万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を131億8,026万9,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものでございますが、決算見込みによる地方消費税交付金の増額のほか、事業費の確定に伴う国・県支出金及び町債の減額等でございます。

寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附額が予算額を下回ったことから、収入額を減額した上で、それぞれ寄附の用途に応じた事業への充当を行うほか、そのほかの寄附金について、それぞれの寄附の目的に沿った基金の積立てに充当するものでございます。

繰入金では、交付金の増額と事業費の確定見込み等に伴う調整により、財政調整基金からの繰入金

を1億円減額いたしました。これにより、当初7億円を予定していた財政調整基金の繰入金は、3月補正における減額も含め、最終的に4億円となりました。

一方、歳出につきましては、各種事業費の確定等による減額のほか、ご寄附いただいた寄附金について、寄附者の意向に沿った基金へ積み立てるほか、事業の精算による国・県返還金等を計上しております。

繰越明許費の変更につきましては、低所得子育て世帯への加算給付金事業追加給付の事業費確定に伴い、繰越明許費を変更するものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、事業費確定に伴う減額となります。

以上が、本専決処分における一般会計補正予算の主な内容でございます。

次に、承認第2号 令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）における専決処分を報告し、承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億1,891万7,000円とするものでございます。

主な専決内容ですが、歳入につきましては、加入者の減少による保険給付費の減額に伴う県支出金の普通交付金及び財政調整基金繰入金を減額、特別交付金及び前年度繰越金を増額するものでございます。

歳出におきましては、療養給付費の額の減少に伴い、保険給付費を減額するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第7、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町一般会計補正予算（第10号））、これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 24ページ、移住支援事業、当初予算が483万円だったと思いますが、全額が減額されるということで、この理由についてはどういふことでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

この移住支援事業につきましては、周知もしてきたわけなのですが、支給実績としてはゼロ件であったということです。前年は3件あったのですが、今年度につきましては該当者がいなかったということであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それで、今年度は483万円、7年度は516万円ですか。金額を増額して予算を確保しているということですから、ぜひまた昨年度と違った方法でさらにPRしていただければなと思います。

それから、続いてその下の結婚新生活支援事業、こちらも当初300万円だった予算が271万8,000円の減ということで、こちらはどんな理由があったのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

こちらの事業につきましても、周知を行ったわけなのですが、結果として交付件数が3件であったということで、前年度は12件あったのですが、なかなか結婚に踏み切れないカップルに対しての支援ということなのですが、申請がなかったということでございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））、これより本案に対する質疑を求めます。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 国民健康保険税の改正について、以前、課税方式が4方式から3方式へ統一されることにより値上げが行われるといったものをお聞きしています。住民のほうから、今回1万円から2万円に値上げがされるということで、物価高の中、保険料がどんどん高くなるという不安を感じている方がたくさんいらっしゃるということが分かりました。今後の値上げの予定があるかということは何度か聞かれたのですが、この件については今後の予定はどのようなようになって……

◇議長（石内國雄君） 堀越議員、補正予算の質疑とはちょっと違うと思うので、もう一度質疑の内容をお願いいたします。

◇2番（堀越真由子君） 分かりました。すみません。この統一されることにより値上げが行われているのですが、今後も値上げが予定されるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 補正予算の質疑ではございませんので、ほかの質疑があれば、よろしいでしょうか。

◇2番（堀越真由子君） 大丈夫です。すみません。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第 9 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第10 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第11 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国

## 民健康保険税条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第9、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第11、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）まで、3議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第5号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 次に、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部を改正する条例について専決処分したものです。

主な改正内容といたしましては、固定資産税関係では特定のマンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できるように規定を整備するとともに、軽自動車税関係では、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う税率の区分改正及び減免申請書の記載事項に係る規定等を整備するものです。

また、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務に関する規定等も併せて整備いたします。

そのほかは、法改正による項ずれを反映するものです。

次に、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日付で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について専決処分をしたものです。

主な改正内容といたしましては、福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置の削除による項ずれを反映するものでございます。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額分の課税限度額を65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金課税分の課税限度額を24万円から26万円に引き上げ、減

額措置に係る軽減判定において、5割軽減については被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗  
ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げ、2割軽減では、被保険者及び特  
定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げ、減額対象を  
広げるものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第9、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正  
について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例  
の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 以前、国民健康保険税の改正が、4方式から3方式へ統一されることになるので、値上げが行われるといったお話を聞いています。今回かなりの額の値上がりになるのですけれども、住民の方から今後もこのように上がっていくのかといった質問があったのですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 一般質問で行う内容ですので、条例の改正とは違うのですが、それに合わせてもう一度どうぞ。

◇2番（堀越真由子君） では、また別の件で。

内容に関する質問なのですけれども、第23条の(2)のところ、同一世帯所属者1人につき29万5,000円から30万5,000円になるとなっています。これは、家族が多いほど税金が上がっていくといったことで合っているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君） こちらについては、軽減判定をする際の計算式の中で、要するに課税が増えるわけではなくて、軽減される方の幅が広がるという改正になっております。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



## ○日程第 1 2 議案第 2 6 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 2、議案第 2 6 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 2 6 号 玉村町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、玉村町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の報酬月額を増額改定するものでございます。

報酬月額の改定額は、議長は 3 万 9, 0 0 0 円、副議長、委員長及び議員は 3 万 4, 0 0 0 円の増額となります。これにより、議長は 3 2 万 4, 0 0 0 円を 3 6 万 3, 0 0 0 円に、副議長は 2 6 万 6, 0 0 0 円を 3 0 万円に、委員長は 2 5 万 4, 0 0 0 円を 2 8 万 8, 0 0 0 円に、議員は 2 4 万 2, 0 0 0 円を 2 7 万 6, 0 0 0 円に改めるほか、字句の整理としまして、委員長の文言を追加するものでございます。

なお、本改正は、令和 7 年 1 0 月 2 3 日から施行いたします。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第 13 議案第 27 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 13、議案第 27 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 27 号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、それに関連する当町の報酬を改正するものでございます。

改正内容につきましては、選挙における投票管理者等の報酬について、国が地方公共団体に交付する基準額を引き上げたことに伴い、当町の報酬額についても国の基準と同額に改正するものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 1 4 議案第 2 8 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の  
基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例  
の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 1 4、議案第 2 8 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 2 8 号 玉村町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 2 6 条に規定する、地方公共団体等を定める省令において、地方税の課税免除または不均一課税に関する減収補填制度の対象となる施設の設置期限に関する規定の改正が行われたことに伴い、本条例もそれに合わせる形で、対象となる施設の設置期限について、基本計画の同意の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとしていたものを、基本計画の同意の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までに改正するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 15 議案第 29 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 15、議案第 29 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 29 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことから、それに準じて制定されている本条例についても所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも、管理栄養士となることが可能となったことに伴い、玉村町指定地域密着型サービス事業の施設人員配置基準において、単に栄養士の配置と規定している部分について、管理栄養士を追加する改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 16 議案第 30 号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正について

◇議長（石内國雄君） 日程第 16、議案第 30 号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 30 号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、危険な盛土などを全国一律の基準で規制する宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法が改正されたことに伴い、本条例と法の内容とが一部重複することになった部分について、本条例の改正を行うものです。

改正内容といたしましては、本条例では土砂崩落による災害防止及び土壌汚染防止を目的とした内容となっておりますが、法が改正されたことにより、土砂崩落による災害防止の内容は、今後、法に委ねることとなったため、それに関する規定を削除するものです。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 17 議案第 31 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）

◇議長（石内國雄君） 日程第 17、議案第 31 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第 31 号 令和 7 年度玉村町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 9,041 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 135 億 7,113 万 2,000 円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、まず議会費では、玉村町議会議員の報酬改定に伴い、議員報酬及び議員期末手当を増額するものでございます。

次に、総務費では、NHK との受信契約が未契約であるカーナビ付き公用車があることが判明したため、本来の支払うべき受信料を遡って計上するほか、市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業及び自治総合センターコミュニティ助成事業につきましては、川井区及び板井区が事業採択となりましたので、それぞれ助成費用を計上しております。

また、住民活動サポートセンター「ぱる」では、OS のサポートが終了するパソコンの買換え費用を計上するほか、基幹業務総合情報システムにつきましては、人事異動や業務増に伴い、不足している基幹業務用予備端末を購入するものでございます。

次に、民生費では、国が令和 6 年度に実施した定額減税において、支給額に不足が生じた方に対してその不足額を給付するほか、県の補助金を活用した介護に関する入門的研修の実施や、国の制度改正に伴う障害福祉システムの改修となっています。

次に、土木費では、町道 212 号線・綿貫篠塚線交差点改良道路拡幅工事において、地権者との協議が調ったため、土地購入費及び物件補償費を計上するものでございます。

次に、消防費では、防災行政無線整備事業において、個別受信機を備品購入費として購入するため、予算を組み替えるほか、水防計画の改定に伴い、防災会議委員の報酬を追加するものでございます。

次に、教育費では、芝根小学校において、天窓から雨漏りが発生しているため、その修繕工事費を計上するほか、玉村中学校における新規部活動指導員の追加や、皆様からいただいた寄附金について、寄附者の意向に沿って、各中学校及び歴史資料館にて活用するものでございます。

また、戦後80年歴史継承事業につきましては、クラウドファンディングによる皆様からのご支援により、目標金額の100万円を超える158万2,000円の寄附を達成することができました。戦後80年歴史継承事業では、平和の願いを込めたスカイランタンの打ち上げのほか、子供向けの戦争に関するチラシや動画の作成、戦争経験者からの記憶の継承活動等を実施してまいります。また、クラウドファンディングで目標額を超えた分につきましては、音楽劇ヒロシマや戦没者追悼式、企画展等に充当し、活用してまいります。

以上が、歳出の主な補正内容となります。

次に、歳入でございますが、今回の補正に伴う財源といたしまして、各事業の執行に伴う国・県支出金をはじめ、寄附金、諸収入及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 18ページ、防災行政無線整備事業で予算の組替えを行ったということですが、現時点で個別受信機の台数というのはもう既に決まっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

この金額は、500台で予算を取っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 基本的には無償配布するという考え方でよろしいのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

こちらについては、配布ではなく、貸与で行っていく予定であります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 16ページ、介護に関する入門的研修等支援事業についてお伺いをいたします。

これについては、研修会委託料という形になっていますが、どちらに委託をするのか。それから、もし研修内容が分かれば教えてください。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

こちらの研修事業の委託先なのですけれども、町内でこのような福祉系の研修事業を行っている事業者がいらっしゃいます。福祉サービス研究所合同会社、そちらのほうに委託して、全て研修事業を行っていただいております。

そして、介護に関する入門的研修の内容なのですが、こちらは現在介護人材不足ということで、各介護事業所、苦勞なさっているというところですよ。玉村町の事業所に介護職として就職をしてもらいたいと、そういった人材を確保したいということで行っているものでございまして、研修の内容としましては基本的な介護の方法、介助の仕方、例えばトイレ介助ですとか、おむつの交換ですとか、移乗の介助ですとか、そういった技術を勉強する。また、座学としては、認知症や障害などのそういった基礎知識を学んでもらうといったところで、これは特に資格が取れるというものではありません。

また、介護職としてお仕事される場合にはそれぞれ資格があるのですけれども、この研修では資格は取れませんけれども、まず基礎的な知識や技術を身につけてもらって、介護の現場で活躍してもらいたい。その介護の現場で働きながら、またその上の資格ですとかを目指していただきたいというような目的で行うものでございます。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 今課長がおっしゃいましたように、これで資格が取れるわけではないというところが1つありまして、ほかの介護現場の方から、実際に現場としては、資格を取って現場に来てもらいたいという思いがあって、また今回こういう形で事業が上がっていたのですけれども、資格が取れないのであれば、例えば介護職員の初任者研修だとか介護職員の実務者研修とか、そういうものを受けるための補助金みたいな形で考えないで、あえてここで入門という形で研修をやる理由。これをしたとしても、資格が取れないので、結局もう一回資格を取りに行かなくてはならない。資格の費用も10万円なり、15万円なりと結構高い金額がかかって、期間もかかるので、そこのサポートという形ではなく、こういう形の入門研修に至った経緯というのを教えていただくとありがたいのですが。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

先ほどおっしゃられたように、資格を取るための研修を受ける補助というのがあります。そのような中で、なぜこちらのほうを選んだかといいますと、やはり各事業所、各福祉施設の人材不足というのが本当に逼迫しておりまして、事業者の方にもそこはご協力いただきたいというところで、なるべく介護現場に人材を送り込みたいというのが我々の考えでありまして、まずは基礎的な知識を学んでもらって、介護事業所の中にも資格がなければ働けないという部門もあるかと思うのですけれども、それ以外のところでまずは現場で働いていただいて、現場を知っていただいて、その上の資格を狙っていただきたいと思います。事業所の中でもできれば人材教育をしていただきたいと思います。また資格を取るための研修に参加するための補助金となると、なかなか現場に結びつくのに時間がかかるということもあります。とにかく現場の人材を確保したいということで、まずは知識を得て、現場に入ってもらって、現場の難しさ、よさを学んでもらって、次の資格につなげて定着してもらいたいという狙いです。

◇議長（石内國雄君） 5番小林一幸議員。

〔5番 小林一幸君発言〕

◇5番（小林一幸君） 本当に現場が緊迫しております。人もいないです。いろいろな事業所も潰れていっているというか、なかなか立ち行かないというような状況もありますので、こういった入門研修はいいかなとも思ったのですけれども、現場からは、いや、資格が取れないと、結局現場でまた教えてくれになるとちょっと大変だなという部分もあります。この研修自体はいいと思いますが、ただ、ここから引き続き、例えばこの上の資格を取る研修の費用の補助など、いわゆる町内の事業所に就職するというを前提にして、研修の費用を補助するなど、そういったこともご検討いただきたいと思いますので、お願いします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） 12ページの一般経費、放送受診料についてなのですが、これは公用車でカーナビがあるとNHKの受診料を遡って支払わなければいけないというものと伺いました。これは、いつまで遡ってお支払いするのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

こちらにつきましては、認識不足等もありまして、漏れていたということです。一番古い車につき

ましては、平成23年の1月からということでございます。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。

これは、公用車ということなのですけれども、車に乗っているときにテレビが映るカーナビだとしても、テレビを観る人はいないと思うのです。町が悪かった、対応に不備があったということよりも、この受診料を徴収するというところにちょっと疑問を感じるのですけれども、実際仕事中にテレビを観ているかといえば、車に乗ってテレビを観ている職員さんはいないと思うのです。なので、町としてどのように協議をされて、今後どのようにしていくかということ、今決まっている段階で教えていただけたらと思います。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） お答えいたします。

もちろんテレビを観ているということはないのですけれども、ただこちらはNHKの決まりであるようで、テレビが映るカーナビにつきましては、無条件で観る観ないにかかわらず、個人については料金は発生いたしません、事業者については、観る観ないにかかわらず、あれば料金を支払うというような形だそうです。これにつきましては、過去に最高裁までいった裁判例もありまして、NHKに受診料を支払うというような最終的な判決等も出ております。こちらにつきましては、今後カーナビについてどうするかということも含めて、少し検討させていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 2番堀越真由子議員。

〔2番 堀越真由子君発言〕

◇2番（堀越真由子君） ありがとうございます。最高裁までの裁判のことを知らなかったのが、教えてくださりありがとうございます。テレビがついているカーナビについても検討が必要だなということも分かりました。

あともう一つ、19ページなのですけれども、学校管理費、芝根小学校、トイレの改修が最近されたのです。多目的トイレもその改修の中に含まれていたのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

もちろん多目的トイレも改修の対象で、昨年度改修させていただきました。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） 質問させていただきます。

4ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の7,063万4,000円、これに対する15ページの社会福祉総務費、定額減税に係る不足額給付金事業（税務課）7,063万4,000円のことについてでございます。昨年度全国一律で定額減税が行われまして、個人の所得税と住民税が額が一定額下がりました。その税金が下がった額につきましては、政府が補填するというような趣旨の説明がありまして、今年度その余波が出てきたのかと思ひまして、15ページの社会福祉総務費の給付金の6,500万円に国の国庫の臨時交付金を充てておりまして、不足額を税務課のほうで試算をして補填しているということで、今回補正で社会福祉総務費だけに減税の余波を国の交付金で賄って充てる措置が取られましたけれども、この額程度で減税額、要するに町民税も減額されたわけですから、済んだのかどうかという点をまず1点教えてください。ほかの目に対しても減税があるのでは、補填すべきではないかと思ひますけれども、今回取りあえず社会福祉総務費だけなのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 今回の定額減税の不足額給付ということで、今回こちらの交付金の対象が、給付事業ということですので、減税をした影響がどこにどう出るのかということにつきましては、今回はあくまでも給付ということですので、この交付金を100%、こちらに充てさせていただいているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 1番羽鳥光博議員。

〔1番 羽鳥光博君発言〕

◇1番（羽鳥光博君） では、具体的に4ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、3月19日の令和7年度の補正で、リフォーム補助金にも額を補正額の財源として充てまして、使い勝手のいい臨時交付金なのですけれども、この臨時交付金を財源に充てるメニューという費目というのは、国から交付金要綱等で限定されて決まっていますか。というのは、あまりにも使い勝手のいい臨時交付金なものですから、財源不足にも使えるし、リフォーム補助金にも使えますし、それから低所得者の給付金にも使える等でありまして、今総務課長がお話ししたように今回社会福祉総務費に充てさせていただきましたということなののですけれども、臨時交付金の交付額の補助要綱上のメニューは限定されていますか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 今回のこの交付金につきましては、あくまでも定額減税の不足給付金に充てるためだけの交付金であります。この交付金を3月のときに今年度の補正をさせていただきまして、いろいろリフォーム補助金ですとかに充てましたけれども、今回この交付金につきましては、あくまでも定額減税の不足給付、こちらにのみ充てる交付金でございます。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありますか。

7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 20ページです。部活動の指導員の配置の事業についてお伺いいたします。

昨今教員の成り手不足ですとか、また途中で辞めてしまう教員が増えているということの要因には、就労時間が長いとか、また授業以外の部活ですとか、保護者の対応に追われるということで、少しでも教員の負担を軽減するということが求められていると思うのですけれども、今回この17万7,000円の中で玉中のサッカー部ということで、サッカー部の指導員の方をお願いするというのですけれども、これ時給というのはどのくらい、幾らくらいになるのでしょうか。あるいは、月に何日、週に何日くらいお願いするということになるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 具体的に今数字が手元にないので、はっきりした数字を答えることは難しいのですけれども、およそ1,600円くらいの時給になっております。

日数についても、この担当との話合いの中にもありますので、はっきりとサッカー部が何日というのは、今すぐにはお答えできないので、また調べてお答えできればと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 今回サッカー部ですけれども、ほかの部活についても移行が少しずつ進んでいるのかどうか。

そして、例えば土曜日の午前中だけでも民間の方がその部活を担ってくれば、先生は少し休むことができるのだけれども、人を探すことはできても予算がないということで、なかなかそれを通してくれないのだという話も聞くのですが、その点はどうなっているのか。

そして、県費としても10万円ほど出ています。ですので、町の予算としては7万円くらいなので、なるべくそうした負担を軽減するための移行を、民間人で担ってくれる方がいれば、土曜日の午前中とかでもお願いしたらいいと思うのですが、その辺、町の対応はどのようになっていますか。

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） お答えします。

もちろんそのとおりで思っております。今部活動の地域移行についても進めておりますし、土曜日、日曜日のどちらかの活動になりますが、そちらについて部活移行という形で地域の団体をお願いしているところもございます。また、このように部活動指導員という形で平日であったりとか、土曜

についても同じように指導員に指導していただくということで行っているところです。こういった活動については今後さらに拡充して、人が見つかった部活動からどんどん増やしていきたいという考えでおります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 僅かな金額ですけれども、それによって教員の負担軽減ができるのであれば、そのように移行していただけるようにと強く願います。よろしく願います。

◇議長（石内國雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時30分に再開いたします。

午前10時9分休憩

---

午前10時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 学校教育課長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔学校教育課長 青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君） 先ほどの備前島議員のご質問に対してのお答えになります。

まず、時給につきましては、今回の場合1, 763円です。100時間ということで、およそ1回

3時間、掛ける月に3日程度ということで今回計上させていただいて、17万6,300円という形になります。

以上になります。



## ○日程第18 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第18、一般質問を行います。

今定例会には、11名の議員から通告がなされております。

### 一 般 質 問 表

令和7年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 古くて新しい問題「ごみ問題」を再度問う 2. 下茂木の滝川の近くにある赤茶色の大きな石、調査する価値があるのではないか 3. 犬猫避妊手術助成事業について 4. フォトコンテストの活用について	月 田 均
2	1. 防犯対策緊急支援事業の追加実施について 2. 町営住宅の現状と今後の課題について 3. 消防団の分団詰所跡地の有効利用について	浅 見 武 志
3	1. 「新たな災害情報一斉伝達・収集システムの導入」について 2. 行政情報発信事業「ラヂオななみ」との業務委託の見直しについて 3. 玉村町の食育に関する取組について 4. 広域幹線道路（国道354号バイパス）沿線の河津桜の有効活用について	新 井 賢 次
4	1. 地域猫活動推進のための行政支援について 2. 地域猫ボランティア活動を行う住民と町との連携について 3. 公平な補助金情報提供の推進について 4. 「5歳児健診」の導入における課題と対応について	堀 越 真 由 子

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 朝の挨拶について 2. 道の駅玉村宿の南側約3.9haの整備計画について 3. 国道354号バイパスと藤岡大胡線との交差点は立体化にはならないのか	笠 原 則 孝
6	1. 玉村町校内教育支援センターについて 2. インクルーシブ教育について 3. 小中学校体育館の冷房の活用について 4. 共生社会の実現に向けた取組について	松 本 幸 喜
7	1. 農繁期における啓蒙や看板設置の要望について 2. 飲酒運転禁止の啓蒙活動等について 3. 緊急防犯対策機器購入費補助金について 4. 玉村小学校の駐車場問題について 5. 図書館について	三 友 美 恵 子
8	1. 循環型社会の構築への取組について 2. 旅行者による経済効果と地域活性化について 3. 地域振興再開発について	羽 鳥 光 博
9	1. 下水道事業について 2. 経済支援について 3. 小中学校の現状について	高 橋 茂 樹
10	1. 町公共施設の環境整備及び人的配置について 2. 玉村町の観光及び地域振興について	小 林 一 幸
11	1. クリーンセンターの広域化への進捗状況について 2. 総合運動公園にあるテニスコートの改修事業について	備前島 久仁子

◇議長（石内國雄君） 初めに、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

第1の質問、古くて新しい問題「ごみ問題」を再度問うについて。先週の金曜日、新聞の投稿欄に

ごみゼロというテーマでごみ問題が大きく取り上げられていました。7名の方からの投稿でしたが、皆さんの地域のごみに関心を持ち、苦労していることが分かりました。また、今朝の全国紙なのですが、埼玉県の方が投稿していました。ごみ出しルールの徹底をということで、この方はごみ収集所の清掃担当になったのだけれども、近くのごみ収集所が分別できていないと。皆さん、ごみ出しのルールは必ず守ってくださいと書いてありました。

ところで、今年4月、新しく班長になった人から、ごみステーションのルールが守られず、乱雑で困っている。何とかならないかと相談を受けた。私の家の裏のごみステーションでも、収集日を間違えているものや、瓶と缶を1つの袋に入れているもの、ごみ袋からごみがはみ出しているものなど度々見かける。ごみ問題は、なかなか改善されていないように感じる。私は4年前、6月議会の一般質問で、ごみ問題、古くて新しい問題、この問題に対し、町の関わりが低いように思う。もっと積極的に関わるべきと指摘した。町の回答は、町が主導する立場に立って取り組んでいきたいとの回答だった。その後、町はどのように取り組んできたか。

第2の質問、下茂木の滝川近くにある赤茶色の大きな石、調査する価値があるのではないかについて。今年5月12日から14日まで、議員の皆さんと福井県、石川県の旅に行ってきました。高崎駅から3時間ほどで敦賀駅に着きました。25年ほど前、薬品メーカーとの打合せで行ったことがありましたが、当時と比べて随分近くなったと感じました。最初の日、福井駅の近くのホテルに宿泊しました。福井城が近くにあったので、翌朝出かけてみました。やぐらや天守閣は現存していませんでしたが、お堀や立派な石垣が残っており、皇居を小さくしたような雰囲気でした。中央に福井県庁の庁舎があり、南側には皇居の二重橋ならぬ三重橋があり、職員の方が出勤していました。私もこういうところで働いてみたかったなと感じました。その橋のところから見る石垣が、特に立派な印象を受けました。石垣はいいな、石はいいなとロマンを感じました。

ところで、玉村町には、下茂木の滝川近くに人の背丈ほどある赤茶色のごつごつした大きな石があります。昭和50年代の初め、滝川の河川改修のときに、川の近くから出てきたと地元の人から聞いた。群馬大学医学部附属病院の1キロほど西、前橋市昭和町に岩神稲荷神社がある。そこにある巨石、昭和13年、国指定の天然記念物、岩神の飛び石に色や模様が似ている。岩神の飛び石は、昭和13年の指定時より、赤城山の噴火によるものと考えられていたが、平成27年から29年にかけて前橋市教育委員会が主体となり、関係機関の協力を得て、国の補助事業として調査を実施した。その結果、赤城山ではなく、旧石器時代の終わり頃、約2万4,000年前、現在の浅間山の西側にあった3,000メートル級の旧浅間山の大崩壊によって大量の土石流が発生し、岩神の地に運ばれてきたことが判明した。

浅間山の土石流は、前橋市から玉村町まで流れてきたと言われている。そうすると、下茂木の滝川の近くにある大きな赤茶色の石は、岩神の飛び石と同じ時期に玉村町に運ばれてきたものではないか。どのような石なのか、調査したらどうか。玉村町の旧石器時代の歴史が分かるかもしれない。

第3の質問、犬猫避妊手術助成事業について。玉村町では、犬猫避妊手術の助成を行っている。対象は、飼い犬、猫、補助額は1世帯年1回、避妊手術が5,000円、去勢手術が3,000円と聞く。これに対し、他の市町村にはもっと手厚く補助を行っているところがあるようだ。この件に対し1世帯の補助回数を増やすなどの改善ができないか。特に所有者の判明しない猫の避妊への補助は、野良猫対策としても効果があるのではないか。

第4の質問、フォトコンテストの活用について。第7回フォトコンテストが行われ、文化センターに入選した写真が展示されていた。今年はどんな写真が応募されたのか。審査基準はどのようなものだったか。町は、どのように活用するか。フォトコンテストに対する町の取組を聞く。

以上で1回目の質問終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えします。

まず初めに、古くて新しい問題「ごみ問題」を再度問うについてお答えします。議員ご指摘のとおり、日常にごみ出しルールが守られず、汚れているごみステーションが少なからず見受けられます。ルール違反のごみは、出した人への注意喚起を図るため、収集できませんシールを貼り、ごみステーションに残しておきます。シールを貼って残されたごみの半数は、排出者により引き上げられております。しかしながら、残り半数はそのまま残ってしまうため、原則おおむね1か月経過した後で町で回収しております。

町では、住民からごみ出しルールが守られていないごみステーションがあると相談を受けた場合は、日頃よりごみ収集をお願いしている委託業者や地区衛生支部から情報収集を行い、ごみの分別を周知する注意喚起の看板作成やダミーの監視カメラ設置を促すなど、地域の事情に即した対応を検討し、提案しております。

ごみ出しルールが守られない一番の原因は住民のモラルの低下にあり、改善するのは大変難しい問題です。今後も継続して、広報やホームページにより、住民一人一人のモラル向上を訴えるとともに、ごみの減量、分別意識を高めてもらえるよう、積極的に情報発信を行っていきます。

次の下茂木の滝川の近くにある赤茶色の大きな石、調査する価値があるのではないか、これについての質問は教育長からお答えします。

次に、犬猫避妊去勢手術助成事業についてお答えします。犬猫避妊去勢手術の助成における1世帯の補助回数を増やすなどの改善ができないかとのことについてですが、現在玉村町では飼い主の望まない犬及び猫の出生抑制、殺処分ゼロ及び野良犬、野良猫の発生防止を目的として補助金を交付しております。補助の内容についてですが、4月1日から翌年3月31日までの1年間で1世帯当たり1頭まで、避妊手術の場合は5,000円を、去勢手術の場合は3,000円を補助しております。

なお、前年度に同様の事業を行っている県内の他市町村の補助額の状況を調査しました結果、当町

はほかと比べて補助額が少ない状況でしたので、補助額についての見直しを図り、今年度より避妊・去勢ともに、補助額を1,000円ずつ増額し、他の市町村と比べても遜色ない補助額となっております。議員のおっしゃるとおり、補助回数につきましては玉村町より手厚い補助を行っている市町村もあるようですので、補助回数を増やすことができるかどうか、再度、他市町村の詳細な補助内容等を調査するとともに、現在の事業内容の見直し等を含めて検討していきたいと考えております。

次に、フォトコンテストの活用について、お答えします。第7回のフォトコンテストでは、テーマを、玉村町の魅力を伝えられるものとして、玉村町ならではの四季折々の景観、史跡・文化財、農業・産業等、祭事、体験などの情景とし、一般の部171点、インスタグラムの部44点、計215点の応募があり、先ほど申しあげましたテーマに基づいた内容の写真が集まりました。審査基準につきましても、テーマに基づき、玉村町の魅力を伝えられるものはどれかという基準で審査いただきました。どれもすばらしい写真ばかりで、審査は非常に難航しましたが、最優秀賞をはじめ、全18作品を選定いたしました。

集まった写真につきましては、これまでも町のホームページをはじめ、移住定住サイトやふるさと納税サイトなど、インターネット上での活用、町の各種計画策定時におけるイメージ写真としての活用、各課で行うイベントでのチラシ作成時における活用等、多岐にわたり活用してまいりました。今後につきましても、多くの機会に玉村町ならではの魅力を発信するため、フォトコンテストで集まった写真素材を幅広く活用していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 月田均議員の下茂木滝川付近の赤茶色の大きな石の調査価値についての質問にお答えいたします。

ご質問の石につきましては、生涯学習課文化財係が把握する玉村町誌をはじめとする郷土資料、その他、聞き書き、伝聞資料などにも記録にないものでございます。石のある場所は官地であります。旧滝川が流れていた場所に位置し、現在すぐ隣には携帯電話の基地局鉄塔が建っておりますので、その建設時に掘り出された石とも考えられます。

月田議員が例として挙げられた国指定天然記念物岩神の飛び石につきましては、周囲70メートル、高さ10メートルの巨岩であり、昭和13年の国指定時は赤城山の噴火によるものと考えられていましたが、巨岩がご神体であるため、科学的な分析調査が実施されたことがありませんでした。その後、国庫補助事業の中で実施されてきた様々な科学的調査により、浅間山方面由来の岩石であることが明らかとなりました。

さて、玉村町は町域全てが前橋台地の南端に立地しており、前橋台地は利根川により運搬、堆積された前橋砂礫層の上に、約2万年から2万4,000年前の浅間山の噴火に伴う前橋泥流が堆積して形成された台地であります。岩神の飛び石につきましては、大変な時間と労力、費用をかけた調査に

より由来が明らかとなりましたが、下茂木滝川付近の赤茶色の大きな石につきましても、外形が似ている、地形がつながっているといった類似点だけで、軽々に同じ由来のものとは判断するわけにもいきません。

今後各方面において、ご質問の石への関心が高まることで、新たな情報の収集や調査への足がかりとなり、由来が解明される道筋につながる可能性はあるかもしれませんが、大変恐縮ですが、町教育委員会としてご質問の石の調査をする予定はございません。ただし、研究調査機関をはじめ、町以外の外部機関から調査を行いたいとの要望等がございましたら、可能な範囲での協力をしていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問します。

まず、ごみ問題なのですが、やはり先ほど町長が話しましたように、住民の側の問題だと思うのです。いわゆる収集日を守らないとか、瓶と缶を同じ袋に入れているとかいうことで、しばらく放置されているということなのです。ただ、見ていて気持ちがいいものではないです。その前を小学生や中学生が通学していると、非常に教育上好ましくないなというので、私は改善を至急しなければいけないと思っています。

私の家の裏にごみステーションがあるのですが、2年ほど前に衛生支部長が来て、町議の家の裏のごみステーション、下之宮一汚い、と言われたのです。ごみ袋を3袋ほど渡されて、町議、これで片づけてくれ、と言われました。せっかく衛生支部長が袋まで持ってきたのだということで、私も、では片づけようかなということで始めました。私は、残っているごみをこの2年間、いつもその日に持ち帰って、次の収集日に出すようにしてきました。今年に入ってからは、充電式の大風量の送風機を購入しました。ごみのかごの中に、近くに挟まっているごみなんかも、その送風機で吹き飛ばしたりなんかしているので、今現在は下之宮一きれいかどうかは分からないけれども、かなり上位に入っているのではないかと私は思っています。

魅力ある自治体市町村というのはいろいろと出るのです。よく住民サービスがいいとか、健全な財政だとか、地域に魅力があるとか、デジタルトランスフォーメーションに力を入れているとかあるのだけれども、まずは町にごみがあるようでは、それは駄目です。それは話にならない。残念ながら、町長に言っては申し訳ないけれども、あまり玉村町はきれいだとは思わない。

私が、ごみステーションの件で2つ取り上げてみたいと思うのです。まずは、収集業者、これはごみの袋をトラックの中に放り込むだけです。下に落ちているごみは拾ったことがない。私が拾うのだけれども。これならロボットにだってできる。やはり1つは、散らかったごみくらいは収集業者がちゃんとごみを取って収集車に入れるような、そういう仕組みになっているかどうかというのを聞きたい。

あとは、もう一つ、ごみの収集の看板です。みんな貼ってありますけれども、あれがほとんど古くなっていて、消えかかっている。特に大事な字は赤で書いたものだから、赤というのは耐光性がないので、赤だけ、大事なところだけ見えないような看板がいっぱいあるということで、この辺は町はどのように考えているかというのをお聞きしたい。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 月田議員の質問にお答えいたします。

まず、収集業者がごみステーションを掃除するかなのですけれども、そちらのほうは契約には入っておりません。いろいろなごみステーションがあると思うのですけれども、結構汚いところもあり、全部掃除をしているとかなり時間を取られてしまう。朝なるべく早い時間、カラスとか猫にやられないうちにどんどん片づけてもらいたいというのもありまして、あと金額の面もありまして、回収までしか契約には入っておりません。

次に、看板の件につきましては、こちらは衛生支部長さんを通して看板を要望してもらえれば、こちらで用意しておりますので、年度当初も何十枚と持っていっております。やはり何年かすると字が見えなくなってしまうので、衛生支部長さんを通して看板の設置をお願いしたいと思います。看板については、環境安全課かクリーンセンターのほうに用意してありますので、よろしく願います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 収集業者は落ちたごみを回収しなくていいという、回収する契約になっていないということなのですが、要はごみに一番近い人はやはりごみ収集車です。だから、その人がやればすぐ、簡単にできてしまう。衛生支部長とか班長さんが行くのは、わざわざ行って出かけて行って片づけないといけないということで、一番効率的なのは回収業者が出て、たしかトラックにちりととかほうき、何かついていたような気がするのだけれども。その人がちゃんとやればいいと思うのです。私もごみステーションに行って掃除をするのだけれども、大した手間ではないです。ちょっと取ればいいのだし。ましてさっき言った、送風機なんかでぷつと吹けば、ごみがみんなきれいに出てきます。だから、やはりそういったことを契約に入れたい自体がおかしい。ぜひ入れてもらいたいで、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

その件につきましては、またクリーンセンターの担当とも相談していきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 実際にやってみると大した手間ではないのです。たまには犬とか猫とかカラスが突っつく場合は大変かもしれないけれども、ちょっとした仕事なのです。だから、時間がかかるということは、私は全くないなど、いつも私の家の裏に収集車が来るので見ているのですけれども、こんなことは簡単にできるなど見えています。ぜひそういったことで、簡単な話なのですよ、ちょっと掃除するのは。本当ロボットでもできますよ、こうやってぼんぼんと何十秒もかからない、トラックを見ていると。それで、すぐ次のところへ行っていますけれども。その仕事にちょっと追加すればできるので、きれいになるので、ぜひやってもらいたい。本当に教育上好ましくないです。子供にとって通学路にごみが散らかっているのは。それも教育長は気になると思うのですけれども、ぜひやってもらいたい。

あと、看板なのですけれども、確かに赤が消えているので、私は2年ほど前かな、やはり赤はやめてくれと。黒と緑の看板というか、案を出して、町に作ってもらったのです。ただやはり難しいのは、2色でぱっと目に映るような看板は割と難しいです。私が提案して新しく作った看板も、私が書いたのとは若干イメージが変わっていて残念なのだけれども、訴える力が少ないです。もっとうわっと来るような感じで、黒と緑とかでやれば、やはりいいのができるのです。余分なことは書かない。大事なことを書く。そういうもので、ぜひ研究してもらいたい。もし何なら私も顔を突っ込みたいということなんです。

あともう一つ、先ほど町長がルール違反のごみの半分くらいは排出者により引き上げられていると言っていましたけれども、私は2年間ごみの片づけをやってみて、一回だけごみがなくなっていた。それ以外は一回も片づいていない。私は2年間、全部ごみをうちに持ってきて置いていて、分けて出しているのだけれども、今まで一回だけ持ち帰ったのがあるけれども、それまでは一回も持ち帰っていない。なぜかという、近くの人が心配して困って片づけているのです。それを役場の人が見れば、ああ、きれいになっているなどと思って、自然に回収されたのかなと思うけれども、基本的に回収するような立派な人は、出したものを失敗して持ち帰る人はいない。だから、ルール違反のごみは置いておけば回収されるという考えは直してもらいたいと思います。

あと、赤い石なのですけれども、これは確かに岩神の字が間違っていました。岩神は、神様の「神」です。申し訳ない。巨石です。非常に大きいのです。ただ、岩神のところへ行ってみると看板が立っているのです。そこに、ほかにも天然記念物になっている石が載っていました。例えば中之条町の国道145号線のとうけえ石というのかな。それは、中之条町の天然記念物になっていたと。近くにつづみ石もあったということです。あと、敷島公園の中にはお艶ヶ岩というのがあって、やはりこれも赤い石です。看板が立っています。あと、調べてみますと烏川です。高崎市の烏川の川床には聖石と

いう大きな石がいっぱいあるのです。これもやはり名前がついている。あとは、高崎市小八木町です。鏡宮神社にも巨石があると。これは、正観寺遺跡群として看板に載っていると。長野県にも流れているのです。長野県佐久市には赤岩というのがあるということで、浅間山から出た赤色の石、その地域で名前をつけて大事にされていると私は感じました。よく調査して、できれば玉村町の記念物にしてもらいたいなという感じがしました。

私が調べたところでは、先ほど一般質問で言いましたけれども、滝川が昭和50年くらいに幅を広げるときに、川の横から出たという話でした。近くの人に聞いてみると、うちの敷地から出たという話なのです。赤い石で立派な大きな石ですが、うちは商売やっているので、赤字は好ましくないということで、要らないと言った。そうしたら、下茂木のいろいろな人が、俺も欲しい、俺も欲しいと言っていっぱい手挙げたので、そういうわけにいかないということで譲渡をやめて、今、昔の滝川が流れていたところ、埋められているのだけれども、その上に放置されているということなのです。

実は、一般質問を終わってほっとして外へ出るのです。そうすると、北側に赤城山が見えて、今日も見えるのだけれども、いいなと私はつくづく思います。その下を見ると石が置いてあるのです。さっき見たら、5つくらい大きな石が置いてある。石庭があるということなのです。この石は、私の記憶では、福島橋を新しく造るときに出て、それを役場に持ってきたという話は聞いているのですけれども、どんな経緯でそこへ持ってきたのですか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君） お答えさせていただきます。

私も、月田議員からこの赤い巨石の話聞きまして、ちょっと役場関係者に当たってみたのですが、役場の中庭にある赤い石は、健康福祉課の前に説明文が書いてありまして、利根の南玉裏、清流の中にあの石があったと書いております。実際確認したのですけれども、当時のことをご存じの方がいらっしゃいまして、この役場庁舎、昭和60年に完成したのですけれども、当時の役場の関係者が利根川のところにいい赤い石があるのでということでリクエストしまして、工事屋さんが頑張っ取ってきてくれたということでございます。昭和60年のときに玉村町の利根川にあったというのは間違いなく、説明のとおりだったということです。ただ、それ以上の、ではどの時代の浅間山の噴火で来た石かというところまでは、こちらも分からなかったということです。

◇議長（石内國雄君） 月田議員にお伝えします。

一般質問では、特定の石のことについて質問されております。玉村町にあるいろんな石のことを広げないように質問のほうを進めてください。ほかの石に、質問した石以外のことに、玉村町中の石のことを質問することはやめていただきたいと思います。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私は、玉村町中の石のことを言っていない。町にある、この下にある石を聞いているのです。たまたま……

◇議長（石内國雄君） すみません。そこの下にある石は、質問されている赤い石とは何ら関係ないことですので、広げないでください。

◇6番（月田 均君） だけれども、私も言われて、課長に言われて説明文を見ました。そうすると、やはりこの石は黒い石なのです。黒いと思ったらそうではなくて……

◇議長（石内國雄君） 月田議員、先ほども言いましたように、質問を変えてください。意見交換の場ではございませんので、よろしくお願いたします。

◇6番（月田 均君） 分かりました。ただ、私が歴史に関して質問するのはなぜかという、何年か前ですか、前の生涯学習課長は歴史を見ると未来が見えると言ったのです。面白いことを言うなと思ったのですけれども、そういう目で見ると、私は未来は見えないけれども、現在はよく見えると思うのです。

今トランプ課税で世界中、日本中大騒ぎなのですけれども、私の記憶では同じようなことは過去2回ありました。今から50年くらい前の日米繊維交渉というのがありまして、日本の繊維製品がアメリカに輸出されていると。これは、というので輸出規制がかかったのです。結果的には日本繊維業界が衰退してしまったと。あと、1980年から90年にかけては、自動車と半導体の輸出に規制がかかりまして、自動車の……

◇議長（石内國雄君） 質問の趣旨がよく分かりませんが、整理してお願いします。

◇6番（月田 均君） それで、前の生涯学習課長は未来が見えると言ったけれども、私は歴史を見ると現在がよく見えてくるなと感じています。今の生涯学習課長になって1年ちょっとということなのですが、歴史に関わることが多いと思うのですが、その辺どのように感じていますか。

◇議長（石内國雄君） 通告外ですので、答える必要はないかと思えます。  
進めてください。

6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、後で生涯学習課長にじっくり聞きます。

次に、犬猫の避妊去勢手術助成事業についてお聞きします。先ほど改善したいということだったのですが、私が調べましたら、伊勢崎市は飼い主のない猫対象で無料の不妊手術を、さくらねこ無料不妊手術事業をやっているということなのです。これは伊勢崎市に聞いたのだけれども、何かお金を出していますかと、いや、うちは出していませんよと。ただ、そういう事業に参加しているのだということで、この事業に参加すると無料で避妊、要するにこれは飼い主のない野良猫の手術をやるということで、私は玉村町もこの事業に参加してもいいのかなと思いました。

あと、高崎市は3,000円、5,000円は変わらないのだけれども、1世帯3匹までなのです。

特に野良猫に関しては、町内の区長さんの申請です。1匹当たり2万円まで補助するというような事業をやっているということで、これもやはり非常に参考になるなと思いました。ちなみに前橋市も3,000円、5,000円なのだけでも、1世帯に対して15匹までということで、大分この辺の近隣の市町村、自治体を見ると、玉村町も随分改善する余地があると思います。1,000円アップすることなのですが、この辺はよその自治体の様子を見てどのように感じますか。

◇議長（石内國雄君） 感想を求めているのですか。

〔「対応を聞きます」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

月田議員から質問を受けまして、私のほうも近隣市町村を調べてみました。確かに猫への補助につきましては、1匹ではなく3匹のところが多いようです。また、犬に対しての避妊、去勢がないところが多いです。こちらにつきましては、野良犬が少ないからかなとは思うのですが、ちょっと近隣市町村と大分状況が変わっていますので、これからその件につきましては玉村町でも変えていこうかなと思って、今検討を始めております。

また、さくらねこ無料不妊手術事業につきましてはこちらでも調べてありまして、どうぶつ基金というところがやっているのですけれども、行政枠、団体枠、一般枠というところで、行政が登録して町のボランティア団体や個人へ配るものと、NPO法人等の団体がそのまま登録できる制度で、個人でも登録できてチケットをもらえます。行政枠で登録するというところも今後検討していきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひ今より改善するように、いい方向に向かうようにしてもらいたいと思います。

続いて、フォトコンテストについてです。入賞作品について、今まで役場のロビーで展示していたのですが、今年展示場所を文化センターに変えた理由は何ですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

文化センターのほうで、より多くの町民の皆さんに見ていただける場があるのではないかと思います。やはり生涯学習を推進する上での中心の場となる場所とありますので、そちらのほうでやったらどうかということで、今年度2回、そちらのほうで皆さんに見てもらえるような機会をつくりま

した。また、これから見ていただく機会をつくりますので、ぜひ見に来ていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 文化センターのほうが見る機会が増えるという意見でしたけれども、私はそうは思わない。あの場所はそんなに目が届かない。この間の文化協会か何かで写真もやっていたけれども、ああいう行事ならばいいけれども、やはり町としてやるとすれば、役場のフロアのほうのはるかに私はいいなと感じています。

以前は、出た写真を「広報たまむら」等に使っていたこともありますが、その辺はこここのところないのですが、今後やはり広報等に載せてもらったほうが良いと思うのですが、その辺は、どう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

フォトコンテストで応募いただいた作品につきましては、いろいろな町の計画策定をする上でのイメージ図として、写真の掲載をさせていただいたりもしています。また、広報等で使う機会があれば、もちろんどんどん掲載していきたいとは思いますが、そういった機会があればどんどん使っていきたいと思えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） フォトコンテストの目的は何かと考えたら、町の魅力を発見し発信することだと思うのです。そうすると、やはりその辺を一生懸命やったほうがいいなと私は感じているわけなのですけれども、やはりもうちょっと、よく考えれば町の中だけでなく、町外の人からの応募も結構来ています。町内町外の人に来て、町の魅力を探してくれて、写真撮って持ってきてくれる。幾ばくかの入選した人には謝礼があるのですけれども、こんな効率のいい仕事はないと思うのです。いろいろなお金をかけなくても、ちょっとしたお金で町の魅力を発見し、発信できるということです。まだ開催7回でしょう、玉村町は。ほかのところはもっと多いです。伊勢崎市は17回、藤岡市は38回、もっと40回やっているか。沼田市だってもっと多くやっているの、どうもその辺、熱意がないとは言わない、一生懸命やってもらっていると思うのだけれども、もっとアピールしてもらいたいと思うのですけれども、今現在そこまでなのでしょうか。ほかに何かやり方がありますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） フォトコンテストに応募していただいた写真につきましては、職員にも広く使っていただけるように公開させていただいておりまして、使ってもらえているのかなと思いま

す。

また、フォトコンテストの写真を皆さんに見ていただけるように、今年に関しては例えば県立女子大学の文化祭、錦野祭でも見ていただけるような機会をつくっていただければと考えております。またいろいろな機会で皆さんの目に触れられるように、町のホームページにももちろん掲載しておりますし、町の魅力を発信するときに、いい写真がたくさんありますので、今後も使っていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私は審査員ではないので、何とも言えませんが、審査基準がちょっと写真技術に凝り過ぎているのではないかなという感じがします。もっと素朴ないいものが玉村町にはいっぱいあるので、それも採用してもらいたい、したらいいのかなという感じがしています。

もう一つ、気になるのですが、応募した写真は返却されないのです。ほかのところを聞いてみると、いや、返しますよと言うのです。応募した写真は、皆さんどうしているのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えします。

応募していただいた写真は、今回文化センターのギャラリーで掲載させてもらったり、いろいろ展示させていただいておりますので、そういった際に使えるように、こちらのほうで保管させていただいております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） なるほど、そうなのですね。ただ、応募して作品を返してもらおうと、そのときにまた出品者が役場に来るではないですか。それでコミュニケーションが図れるので、私は入選した写真は別として、それ以外の写真、希望者は一定時間、ある期間を限って、そこで返却するほうがずっといいと思うのです。私も今年出品しましたが、やはり入選は残念ながらありませんでした。出品者とのコミュニケーションは、次の機会のモチベーションも上がるので、写真を返却してもらってもいいと思うのです。ほかの市町村はやっているのですから。どうなのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） その辺のことにつきましては、また今後、実行委員会の中で協議させていただければと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひそれも含めて、フォトコンテストの改善に努めていてもらいたいと思います。今回はこれで終わります。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午前11時12分休憩

---

午後1時30分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、10番浅見武志議員の発言を許します。

〔10番 浅見武志君登壇〕

◇10番（浅見武志君） 10番浅見武志です。一般質問を始めます。

1つ目の防犯対策緊急支援事業の追加実施について。防犯対策緊急支援事業は、補助金800万円で、令和7年4月1日以降に防犯対策機器を購入し、設置した方を対象に、費用の一部または金額上限2万円を400名分補助する事業であります。申請が開始から2週間程度で予定数を上回り、事業終了となりました。住民からは、広報にも載せず、周知の方法がおかしい、不公平なやり方だ、知った人だけが得をしたなどと不満の声が多く聞こえてきております。住民の防犯意識は高く、町内で空き巣や車上荒らしなども増えている中、追加補正として再度住民に周知を徹底した上で実施していく考えはないのか、お聞きします。

2つ目の町営住宅の現状と今後の課題について、玉村町には現在11団地の町営住宅があり、全部で219戸を管理しているとのこと。そのうち布留坡、福島、与六団地については、現在入居者募集を停止しており、現在の入居者が退去した後に順次解体する予定となっております。それ以外の団地については入居者募集を行っており、日常の修繕や個別改善工事などを実施しながら長寿命化を図り、管理をしている状況であります。そこで、町営住宅の現状と今後の課題に関して、次の4点についてお伺いします。

1点目、建て替え予定団地の今後の利用計画はどのようになっているのか。

2点目、現在の入居者の状況と入居待機者はどのようになっているのか。

3点目、町営住宅の長寿命化は、予定した計画どおりに行われているか、また年間どのくらい行われているか。

4点目、民間のアパートを借り上げ、町営住宅として利用する考えはないのか。

3つ目の消防団の分団詰所跡地の有効利用についてお聞きします。玉村町消防団の編成が行われる中、再編成後の消防団の分団詰所跡地については、有効利用をしていくべきだと考えております。そこで、消防団の分団詰所跡地の有効利用に関して、次の5点についてお伺いします。

1点目、上陽分団の詰所ができたことで、旧第9分団及び旧第10分団の詰所跡地の有効利用についてどのように考えているのか。

2点目、南分団の詰所ができたことで、旧第3分団及び旧第4分団詰所跡地の有効利用についてはどのように考えているのか。

3点目、玉村分団は第8分団詰所の敷地内に新たに詰所を建設し、第8分団詰所を取り壊す計画となっているが、再編後の第2分団詰所跡地の有効利用についてはどのように考えているのか。

4点目、芝根分団は水防センターを改修し、水防センター兼芝根分団詰所とする計画となっているが、再編後の第5分団、第6分団、第7分団詰所跡地の有効利用についてはどのように考えているのか。

5点目、中央分団は玉村消防署北側の土地を確保し、新たに詰所を建設する計画となっているが、再編後の第1分団詰所跡地の有効利用についてはどのように考えているか、お聞きします。

1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 浅見武志議員のご質問にお答えします。

まず初めに、防犯対策緊急支援事業の追加実施についての質問にお答えします。今回のこの事業は、地方創生臨時交付金の物価高騰対策メニューに基づいて、国の交付金を活用して実施した事業となります。今後も活用できる交付金がある場合には、同様の事業を実施したいと考えておりますが、現時点では、環境安全課の事業で活用できる交付金がありませんので、補正予算を計上する予定はございません。今後、経済産業課で実施予定のリフォーム支援事業補助金において、防犯・防災設備工事も補助対象としておりますので、そちらの活用をご検討いただけたらと思います。

また、議員からご指摘の周知方法につきましては、今年1月に伊勢崎市で緊縛強盗事件が発生し、玉村町でも特殊詐欺事件が複数発生してしまった状況において、可能な限り早急に防犯対策を実施する必要があると考え、メルたまや町公式LINEといった速達性の高い方法で周知を行うことを選択いたしました。今回は即効性を考え事業を実施いたしました。今後同様の事業を行う場合には、事前に十分な周知を図った上で事業を実施していきたいと考えております。

次に、町営住宅の現状と今後の課題についてお答えします。町営住宅につきましては、昨年度福島団地の退去済み住宅を1戸、解体・撤去しましたので、現在、11団地218戸を管理しております。

まず、1点目の、建て替え予定団地の今後の利用計画についてですが、平成30年に見直しを行った現行の玉村町公営住宅等長寿命化計画におきまして、一定の敷地面積が確保できる福島団地と与六団地を団地再編の受皿として、将来的に建て替えを行う方針としておりますが、少子高齢化、人口減少が進む状況の中で、民間の賃貸住宅の状況や町営住宅のニーズ、また町の財政状況など、様々な観点から検討を行っていく必要があると考えております。現行計画の期間は、令和9年度までとなって

おりますので、今後計画を見直す中で、玉村町公共施設等総合管理計画や群馬県住生活基本計画、第6次玉村町総合計画など、関連する計画との整合性を図りながら検討していきたいと考えています。

次に、2点目の、現在の入居者と待機者の状況についてですが、入居者につきましては5月20日時点で136世帯、224人が入居しています。待機者につきましては、現在申込みをしている全ての方に入居可能な案内をお送りしてある状況ですので、ゼロ人となっています。

次に、3点目の長寿命化計画の進捗状況ですが、募集を停止している布留坡、福島、与六の3団地と、比較的新しい八幡第二以外の団地につきましては、平成26年度より国の交付金を活用し、個別改善工事を行っており、居住性向上型、福祉対応型、長寿命化型の改善工事として、電気配線等の改善による電気容量のアップ、居室間の段差解消や手すりの設置によるバリアフリー化、ユニットバス化による建物躯体の耐久性の向上などを進めております。昨年度は、上茂木団地3戸の工事を行い、現在までに合計56戸の個別改善工事を完了しております。今年度におきましても、上之手団地と上之手第二団地で合計3戸の改善工事を予定しております。個別改善工事につきましては、国の交付金の交付状況などから、計画数143戸のうち、現時点までの完了がおおよそ4割となっておりますが、今後も引き続き、進捗を図っていききたいと考えております。

最後に4点目の、民間のアパートを借り上げて町営住宅として利用する考えにつきましては、現時点では待機者もなく、空いている住宅もあり、また、今後も個別改善などを進めていくことによってストックも増えることから、現時点では考えておりません。

次に、消防団の分団詰所跡地の有効利用についてお答えします。各分団再編後の詰所跡地の有効利用等の考え方につきまして、順にご説明いたします。

まず、1点目の、上陽分団編成後の旧第9分団及び旧第10分団詰所の有効利用についてですが、令和4年度に上陽分団詰所が完成し、令和5年度から上陽分団として活動が始まりました。2つの旧詰所の有効利用につきましては、庁舎内や広報等で利活用について公募しましたが、利用希望者がなく、その後も検討を続けておりましたが、令和6年6月より、旧第9分団詰所につきましては地元の上福島区が、同じく旧第10分団詰所につきましては地元の中樋越区が、地域コミュニティー活動の拠点としてそれぞれ利用したい旨の要望があり、現在利用されております。

次に、2点目の、南分団編成後の旧第3分団及び旧第4分団の詰所の有効利用についてですが、令和5年度に南分団詰所が完成し、令和6年度から活動が始まりました。2つの旧分団詰所につきましても、広報等で利活用を公募しましたが、利用希望者はいませんでした。しかし、旧第4分団詰所につきましては、地元の角淵区から地域コミュニティー活動の拠点として利用したい旨の要望があり、令和7年6月から地元の角淵区による利用が始まっております。一方、旧第3分団詰所につきましては、住宅地に隣接しており、建物が築45年以上経過していることもあり、利活用については処分も含め現在検討中でございます。

次に、3点目の玉村分団についてですが、第8分団詰所の敷地内に新たな詰所を建設し、現在の第

8分団詰所は取り壊す予定です。また、再編後の第2分団詰所につきましては、旧第3分団詰所と同様に住宅地内に建っており、建物も築45年以上経過しているため、利活用につきましては処分も含めて検討を進める予定です。

次に、4点目の芝根分団につきましては、令和7年度に水防センターを改修し、水防センター兼芝根分団詰所とする計画になっております。再編後の第5分団、第6分団、第7分団の有効利用につきましては、他分団と同様に建物も築年数が経過していることでもありますので、処分も含め検討してまいりたいと考えております。

最後に、中央分団についてですが、玉村消防署北側の土地を確保し、新たに詰所を建設する計画になっております。再編後の第1分団詰所の有効利用につきましては、第1分団詰所は役場敷地内に建っておりますので、役場施設として有効活用できるよう、検討を進めていく予定です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 第2質問は自席より行いたいと思います。

それでは、まず1つ目の防犯対策緊急支援事業の追加実施についてということで、地方創生臨時交付金を使った防犯対策緊急支援事業ですが、早急に防犯対策をするということで、メルたま、町のLINEで周知したとのことですが、国の交付金を使った事業なので、4月くらいの広報に載せて、町民にきちんと周知をした後、6月くらいから受付を行っていただければ、町民の不平不満はなかったのではないかと思います。その辺について課長にお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 浅見議員の質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、十分周知を行った上で今回の事業を行うべきだったと反省しております。ただ、今回どうしても、町長の答弁でもありましたように、1月に伊勢崎市で緊縛強盗事件がありまして、そのほかにもニュースで騒がれていたのも、玉村町でももう早急に防犯機器を各家庭につけてほしいということから、急いで行った次第であります。以後、十分な周知をしてから行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） この質問は、私のほかにも堀越議員、三友議員ということで行っておりますので、少くも答弁を取っておかないと、先輩がみんな聞いてしまったというのでは怒られるかと思っておりますので、あと1問だけ、町長にお伺いします。

国の交付金がまた出たときに行くと先ほどの答弁にありましたが、町民の関心事の高い事業ですので、追加補正として十分な周知をした上で、事業を行う考えはないのか、1点だけお聞かせいただけ

ればと思います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今回の4月の予算はあっという間に消化してしまったということで、本当に驚いているのです。その前段で、商工会で防犯の関係で予算を取ったら事業終了までが早かったということも聞いたので、これはやはり今回も早くなるのかなとは思っただけけれども、やはりいろんな緊急性を要する大きな事件が続いたということもあり、実施は早いほうがいいだろうというところで、ちょっとこういうファールみたいな形になってしまいましたけれども、やはりこの防犯に関する予算というか、防犯体制をしっかりとしたいという住民の方々の思いは強いと思いますので、何らかの形で対応はしていくように準備いたします。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 商工会でも事業を行ったときに、すごい早さで事業所が募集をかけてしまって、あっという間に埋まってしまったのです。やはり最近変な事件が多いのです。水道を止められてしまったりだとか、そういった事件が私の周りでもたくさんあったりとかしていて、結局防犯カメラのないところ、アパートから防犯カメラをつけておけば、多分その水道の検針のところは映っていたのだろうけれども、たまたまそこになかったもので、私の近所で1か月くらいの間に、うちは4回やられ、隣の運送屋さんも4回、水道の弁を止められたそうです。何が面白くてやっているのかなと思って不思議で、一生懸命対策はしたのですけれども、やはり防犯カメラというのはそれだけ需要があったということですし、また国のほうの緊急対策でも行っていたので、私としては追加でやってもらいたいかなという気持ちだけで、後の人に残して、この質問は終わりたいと思います。

次に、2つ目の町営住宅の現状と今後の課題についてお聞きしますが、この建て替え予定地の利用計画の再検討ということで、12月の総務常任委員会で報告書が出されていたのを読ませてもらって、再度、もう少しきちんと町営住宅の管理をしていただきたいという意味で、この質問をさせていただきました。現在の計画では、福島団地と与六団地は団地編成の受皿として将来的に建て替えをする計画となっている、となっていたので、あそこを建て替えてもどうなのかなと私は考えまして、そうしたらその後、少子高齢化や人口減少社会が見込まれる中でどの程度の町営住宅が必要なのか、民間アパート等の空き家状況を含めて新規に建設するニーズがあるのか、敷地規模から他の事業への転用可能性はあるのか、再度計画を見直し、検討準備を進めていきたいとなっておりますが、その辺について、これではよろしいのでしょうか。課長にお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

町長の答弁にもございましたように、平成30年に見直しを行いました、玉村町公営住宅長寿命化計画、こちらにおきましては福島団地と与六団地が建て替えの予定地ということになっているのですが、やはり現在の経済状況とか少子高齢化の状況、そういったことを全ていろいろな角度から見て、次の公営住宅の長寿命化計画の見直しのときに、その辺をしっかりと整理していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 分かりました。

それで、用途廃止団地について、今残っているのは、布留坡、福島、与六の団地が3つなのですが、この計画の報告書によると、用途廃止団地については現在入居者退去があり次第、順次解体工事を実施するとありますが、その辺についてちょっと質問があります。

まず最初に、布留坡団地についてはもう残りが1戸となっております。昨日見てきて、1軒だけになっていました。そのほかにもう広い土地となっていて、駐車場のロープが張られているだけでした。あちらはただ駐車場として使うだけなのか、また将来的にあの土地をどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） あそこというのは、どちらでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） すみません。布留坡団地が今1軒となっております、その他は全部壊してあって、ちょうど役場の西側ですね。あちらにはもう白線が引いてあって、住宅がもうない状態になっていて、駐車場みたいな形になっています。将来的に駐車場だけで、何かほかに使う用途はあるのですか、ということです。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

布留坡団地のほうは、おっしゃるとおり残りが1戸となっております。現在職員の駐車場として使っているのですが、またそちらの利用方法等については、都市建設課だけではなくて、役場全体でどういった利用がいいのかということは考えていきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） あの土地には民間の家が2軒ほど建っていて、広く使えるような用途のある土地ですので、計画をして、有効利用していただければと思います。

次に、福島団地は、最初は建ったときは、昭和41年、42年、43年、44年、今から59年前に建ち始めて、最初は34軒、建物が建っていたのです。昨日、私は団地を全部見てきたのですが、今現在では7戸が建って入居者が4戸、空き家が3軒ございました。先ほどの解体工事を令和6年度に福島団地で1戸行ったということになっているのですが、残りの3軒については、解体をこれから順次やっていく考えなのですか。あちらは2軒が長屋みたいにつながっているのです。1戸が空き家で、そこに草が高く生えていて、もう草がひどくて、だから草刈りもしてもらいたいです。近所の人が入居して環境がよくないということではなかったので、壊しながら整備もしてもらえればと思うのですが、その辺についてお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

福島団地につきましては、今現在建物の数としては7棟ございます。今、入居ということで契約されている方は5軒、4軒ではなくて5軒いらっしゃいます。昨年度、議員のおっしゃるように1軒取り壊しまして、今年度も取り壊す予定で予算のほうをいただいております。

草のほうの管理につきましては、なかなかお金が確保できないものですから、年間2回ということで、あまり早くやってしまうと草の成長が著しくて、残りの回数ができなくなってしまいますので、景観上はよくないのですけれども、冬の時期に枯れ草が残らないように、火災等の心配もありますので、なるべく後ろのほうでやりたいと考えています。今現在もうそろそろやる時期ということなので、業者のほうに見積りのほうを依頼している最中でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 福島団地のところは、5軒住んでいるということで分かりました。

それで、今度は与六団地です。与六団地が、1棟が6軒入っていたのです。一番最初は、あれが8棟が昭和45年、昭和46年、昭和47年の3年間で、今から55年前に建てられた建物でございます。それで、途中1戸が火事がありまして、1戸取壊したので、今現在では47戸という形になっております。あちらに入っている方とお話をしたら、入居者が3軒だけしかいないと。1棟に1人ずつしかいないと。残りの5棟についてはもう7年間、入居募集停止してから7年間、誰も住んでいないまま放置されていて、道路から見るとツタが絡まって、廃墟のような形で、築55年の建物があそこに建っているだけで、ちょっと治安が悪いのではないかなというような近所の声もございました。

それで、ちょっと見てきたら、ブレーカーがついているのです。割と新しいブレーカーなのですが、

電気が中までは通っていて、外のメーターも息して動いているものがあるのです。それなので、もし大きな地震が来て倒壊すると。どうせこの団地は入居募集をしないで、手前のこちらから、道路側から見て、東側から5軒については誰も住んでいなくて、奥の1棟に1人ずつで、8棟あるうちの3棟に1人ずつしか住んでいないのです。やはり気にしていた方が、住民の方で87歳のおじいちゃんだったかな、いらっしゃいまして、おじいちゃん、動く気ないと私が聞いたら、私はもうここに40年以上住んでいて、俺はここで死にたいのだ、もう移動する気はない、俺は元気なうちはここにいたいのだ、ということでした。立ち退きをされずにあそこに住んでいる方が3人いらしかったので、立ち退いてすぐに壊す、全部が立ち退いてから壊すというのは気持ちは分かるのですが、まずはもしも何かがあったときのために、崩壊し始めたときに漏電だとか電気事故が多いと思うので、東電さんに説明して、手前の5棟の電気だけは外せるように検討してもらえればと思って質問させていただきます。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

議員のおっしゃったブレーカー関係につきましては、東京電力に相談をさせていただければと思います。また、現在入居がされていない5棟も、今までは全部一遍に壊すのがいいのではないかというようなこともあったのですが、今資材費や労務単価が大分高騰していますので、先に壊すということも、いろいろ考えて、今後検討していく必要があるのかなとは考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） もう廃止となる建物については、町営住宅を建てる考えがないのであれば、民間などいろいろと検討して新しい住宅を造るなり、会社で借りたいというところがあれば、そういったところを利用させていただければ町の財政も潤うのではないかと思うし、あちらには電話の配線も来ているのです。だから、あちらには電話と電気の配線が、ずっと上に通っているのです。もう使わないのだったら切ってしまったほうが楽かなと思ひまして、質問させていただきました。

あと、木のほかにツルがすごいのです。2階のほうまで全部ツルが行っていて、このままではやはり外壁が傷んで、ちょっとした地震でも倒壊して落ちてくるらしいのです。壁だとか屋根のところが落ちてくると言っていたので、そういうのも見て、順次解体する前にでも、もしものことがあったときも危なくないように片づけていただければと思いますので、よろしくお願いします。用途廃止の団地については、そんな感じで終わりたいと思います。

あと、先ほど言っていた入居者状況は、11団地見てきて、入居募集団地が8団地、管理している戸数が、私もちょっと全部数えたのですが、九街が12戸建ってしまひて、10戸入居で空き室が2つ、

それから上福島は24戸建てておまして、入居者が19戸で5つの空室、それから辰巳団地にしましては35軒建てておまして25軒で10軒の空室、上新田につきましては21軒中14軒で7軒の空室、上之手団地は8軒中7軒住んでいて1軒が空室、上之手第二団地は29軒中18軒、11軒が空室となっています。上茂木については、14軒中12軒で2軒が空室、八幡団地20軒につきましては満タンでありまして、20軒中20軒が住んでいて空室がゼロでした。待機者については、先ほどの答弁でゼロ人ということでしたので、これについては問題がないかと思えます。

あと聞きたいのが、個別改善事業で令和3年度は3,911万2,897円、令和4年度が3,175万6,901円、令和5年度が2,312万7,373円、令和5年度が2,821万7,000円という報告がありましたが、令和7年度の修繕費、工事費はお幾らくらいになっているのだからお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

令和7年度ということで、修繕費と工事費、こちらはあくまで予算ベースということなのですが、合計しまして3,158万9,000円が令和7年度の修繕費、個別改善工事費、またそのほか補修工事費の予算ベースの金額となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 分かりました。

こういった形で、大体3,000万円前後、毎年修繕をかけて入居者募集を行っております。それで、入居募集をしている九街団地のところからちょっと1つずつ聞きたいのですが、九街団地の141号は火災復旧工事ということで、令和7年5月20日から8月29日まで、五料産業が手がけていて、工事予算額はどのくらいでしょうか。この間の金田石油の裏のところ、火災が発生したアパート、一番角なのですが、そこの修繕工事は幾らくらいを予定しているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

九街団地の火災復旧工事につきましては、先日入札が行われまして、議員のおっしゃられた五料産業さんが取られました。工事費としますと、税込みで合計704万円となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） それで、九街団地、あそこ704万円かけて修繕を行って募集をするということですが、九街団地については修繕工事が平成27年に1棟、それから平成28年に3棟、それから平成29年に1棟、令和2年に2棟ということで、大体12棟中ほとんどの住宅が修繕工事を行っています。それで、この間の火事でまた704万円。もう一つ、1軒だけ空いていたのですが、あそこは住める状況の部屋だったのですか。あと1軒だけ空いておりますので、そこは募集が出ればすぐ入れる建物となっているのか、その辺についてお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えします。

そちらにつきましては、個別改善工事のほうは終了しておりますので、今後案内ができる状態になるのかなと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） そうなのです。きれいになっているのだけれども、入り手がなくて待機者ゼロとなっているので、何百万円もかけて、700万円もかけて修繕をして、入り手がいないのは民間では考えられない。すぐ入らない、募集が少ないというのは、やはり周りの景観が悪いのですか。私も見に行ったのですが、あそこに住んでいる方、84歳のおばあさんとお話したのですが、前は、あのおばあちゃんは与六団地に住んでいたのだけれども、7年前に建て壊すからといって、その金田石油の裏のところの九街団地に引っ越してきたのですが、もう84歳で、南側のドクダミの草がもうひどくて、公園も見たら30センチくらい、やはり草木がひどくて、あそこをきれいに直してやっても、直してある庭の前も草がひどかったのです。やはりきれいにしていないと、借りたいという人が見に来たときに、ええっ、ここですかというような形になるので、その辺は早めに草刈りとか、周りの環境をきれいにしていただければと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

借りている方の庭等であれば入居者の方に除草等はしていただいて、そのほかの公共的な部分であれば町のほうがやることになるかと思えます。なかなか年2回という除草の予算しかないものですから、ちょっと難しいところはあるのですが、景観が悪いということですので、その辺も何か工夫をしながら考えていきたいと思えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 分かりました。よろしくお願いします。

次に、上福島団地の空き家は5軒あるのですが、そこは大分修繕を行っていて、住める体制になっているように見えるのですが、まだ空いている部屋が5軒ございました。そこは、例えば紹介をすればすぐ入れる部屋なのか。

また、1軒だけすごい部屋がありまして、車が1台、2台、廃車になっている車が1台あって、そこに木がぼうぼうと茂っていて、さらに産業廃棄物が捨ててある。そういったアパートがちょうど真ん中にあるのです。やはりあれを見た人が、あそこに入りたいたかなと思うのですが、あの車どとか産業廃棄物については多分空き家だと思うのですが、その辺の片づけとか、環境整備についてはどのように考えているのか、お聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

まず、上福島団地につきましては、空き室になっているところにつきましては個別改善工事が終わっていないところになります。こちらは国の交付金でやるものなのですが、町から要望しても全額つくわけではありませんので、その中で大体金額が見合うところを個別改善しています。上福島につきましては、計画はあったのですが、交付金がつかなかったものですから、今年度は予定から外れています。

先ほどおっしゃったところに廃車の車ですか、こういったものがあるところにつきましては、現場を確認させていただいて、指導等を行っていきたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） ちょうど2列目の真ん中のところに木があって、そこにもう廃車になった、ナンバーのついていない車がちょうど庭のところに入っていて、産業廃棄物が置いてある。何か見ても、どこから見てもやばいなというような感じのところだったので、そこもちょっと見に行きながらきれいにしていいただければと思います。

また、あの中も、中がガラスで空き家がよく見えるようになっているから、空いたままに放っておくと、畳だとか太陽の光で全部焦げてしまうし、なかなか今度下もみんな直さなければならなくなってしまうから、やはり雨戸を閉めるなり、何か管理上、もう空き家と分からないようにある程度外からもしておかないと、空き家になっているところはもう雨戸を閉めて、そうしないと太陽の光で床がみんな焦げてしまうのです。そうすると、張り替えをしなければならないので、そのような工夫もしながら管理をしていただければと思います。

次に、辰巳団地、これは板井地区にございますが、辰巳団地については屋根、外壁塗装は個別改修工事ではなく、個別改修工事は国の交付金の対象にはなっていないが、外壁や屋根の修繕などの工事を行ったのは平成28年が九街団地の屋根と外壁2棟、それから29年が辰巳団地の1棟、30年も辰巳団地の屋根、外壁の1棟、令和元年に辰巳団地の屋根、外壁1棟、令和2年、辰巳団地、屋根、外壁塗装2棟、それから令和3年、辰巳団地、屋根と外壁の塗装を行っております。全部で辰巳団地が7棟あるのですが、7棟全て終わっております。

それで、外から見ると辰巳団地はきれいなのですが、空室が10戸あって、あそこは住めるようになっているのですか。個別改善事業としては、辰巳団地も結構中をやっているのです。令和元年に2つ、令和2年に4つ、令和4年にも3つ、令和5年にも2つということで、修繕、長寿命化の工事は行っているのですが、空き家についてはこちらは募集が入ればすぐ入れるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

辰巳団地につきましては、個別改善工事が終わっているところと終わっていないところがございます。空き家になっていて個別改善工事が終わっていないのが4軒です。あと、個別改善がそのほか終わっているところもあるのですが、こちら能登半島地震の関係で国から要請がありまして、何かあった場合は各自治体でそういった方に提供できないかということでお話が以前ありまして、それで今現在、その分をちょっと空けているような状況となっております。また、その必要がなくなれば、そちらのほうも案内をしていきたいと思っておりますが、今のところ入居を希望される方がいらっしゃらないので、今は能登半島地震の関係の方が入居できる部屋として、3戸ほど確保しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） この団地は割と外見がきれいで、中も修繕がしてあって、10戸も空いています。それで聞いたら、出ていく人はいるけれども、入居者はいないのだよということです。入居しているおじいちゃんが、団地の真ん中に大きい木が2本あって、あの葉っぱがトヨに入ってしまった、トヨの掃除ができない。役場に電話をしてもやってくれない。それから、周りの草刈りも、普通だったら区で年に3回とか4回草刈りをするのですが、あそこにいた私と仲のいいおばあちゃんは84歳で、大分高齢化が進んでいて、ご近所で草刈りや、そういったものはできない状況の方がたくさん住んでいるということです。あそこは板井区なので、板井の方がいたらあそこを近所の方でお手伝いしてやれないかなとか頼もうかなとも思っているのですが、そういったボランティアも含めて、もう少し管理をしていただければと思っておりますので、それを聞いた板井の人が多分動いてくれるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、上新田団地です。こちらは大分古くて、平成27年に3戸、平成29年に1戸、平成30年に1戸、それから令和3年に4戸、令和5年に2戸と11軒、工事しております。それで、上新田団地は21軒中14軒が住んでおられまして、7軒が空室となっております。そういった中で、この団地は、先ほどと同じような聞き方になってしまうのですが、改善工事を行っていて入居待ちの部屋は幾つ。まるっきりやっていなくて、駄目な部屋が幾つ。3分の1空いているのです。21戸中7つですから、3分の2で管理しているので、草はひどいし、ごみの出し方が悪くて、シールの張ってあるごみが置いたままになっていたのも、そういった指導も、先ほど月田議員が言いましたけれども、ごみの分別もきちんとできていません。管理が悪くて、一番見た中ではずさんな団地だったのですが、その辺についてお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

上新田団地につきましては、空いている部屋が7戸ございます。そのうち個別改善が終わっているのが4軒で、個別改善前のものが3軒となっております。個別改善の順番の考え方としますと、やはりニーズのあるところ、今は待機者がゼロなのですけれども、今までは待っている方がいらっしゃいましたので、そういった待っている方がいらっしゃるのを優先的に個別改善をしていくような状況でやっています。上新田につきましては、現在は空いているのですけれども、入居者、入居を希望される方につきましてははいないということになっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） そうですね。あそこ昔きれいだったのですけれども。

4つの個別改善がしてあって、民間では考えられない多額の金額をかけて個別の修理がしてあって、それで申し訳ないけれども、個別管理がしてあるところの庭が草ぼうぼうでした。やはりこの団地に来て外見を見たときに、もう庭が草ぼうぼうで、中はきれいになっているのだよと言っても、空き家の7軒が草ぼうぼうで、公園が草ぼうぼう、それでごみのところにはごみがたくさん残ったまま置いてあるようなところに、新しく住みたいからと言って住むような人は少ないと思いますので、やはり外見の整備も必要だと思います。みんな外見がよくなっていて、きれいになっていたのですけれども、やはり7軒も空いているとなると、次の方が入りたがらないのかなと。4軒も個別改善してあるのだから、そういったものも含めて管理をしていただければと思います。

それで、次に上之手団地、上之手第二団地についてお伺いします。上之手団地は8軒中7軒が利用で、1軒が空き家、上之手第二につきましては、29軒中18軒、空き家が11軒あるのです。それで、こちらが一番草がひどいですね。この団地は29軒中18軒が利用で、11軒が空き家なのです。

この団地は、個別改善をしている空き家は何軒くらいあるのですか。こちらなんかは立地条件がよくて、小学校も近いし、住むには最高だと思うのです。それでいて空いているというのは、何か理由があるのかなと思って、その辺についてお聞きします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

上之手第二団地につきましては、個別改善されて空いているところが3軒です。そのほかにつきましては、個別改善が終わっていませんので、そちらについては、個別改善が終わってからの入居案内になるかと思えます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 改善されていてすぐ住める部屋が3軒あるのに全然住まないというのは、やはり外観だと思うのです。例えば入る方を見ていると、高齢者の方、それから生活にちょっと困窮した方、それから母子家庭の方だとかが、そういった町営住宅に入りたいということで見に来るのだと思うのですが、やはり評判が悪いのだから何か、誰が通ってもこの団地は草ぼうぼうです。だって、1棟のうち半分が空き家なのです。4つあると2つ空き家、4つあると2つ空き家というので、半分が空き家のような状態で11軒が空き家になっていたの、そういったものも募集をかける前には、やはりきれいに草を刈って写真を撮って、こういう部屋なのですけれども、よかったら入りませんかというので勧められれば、そういった方も入ってくると思いますので、その辺を注意していただいて、これから町営住宅の管理をしていただければと思います。

きついことを言ってしまうと申し訳ないとは思っているのですが、私もアパート経営をしておりますと、やはり外観も必要だし、中もきれいにしていないと、きれいにしてあったって入居者待ちというのがたくさんあります。今の私のうちのアパートなんかも築20年たつと、1軒出ていくと、家賃3万円の部屋に二、三十万円もかけて、2年で出ていかれると、また20万円くらいかけてクロスから何から張り替えて、商売的にはもう20年たったから元を取ったのだからいいのではないと思うけれども、まだ延命化をしてアパート経営をしておりますので、やはり今はそういった賃貸で入られる方もたくさん、困っていて町営住宅に入られる方もたくさんいると思いますので、人口増につなげるためには、ネットを通じてこういった町営住宅が空いていて、玉村町に引っ越してきませんかというのも1つの手だと思います。

それで、最後になりますが、八幡第二団地につきましては20軒中20軒、空き家がゼロ。割とあそこはまだ若い世帯というか、2世帯住宅とか3LDKだとか、あそこ大きな建物なので、3LDKと2DK、それで、平屋と2階とあって、あそこは環境がよくてきれいで、町の真ん中だし、学校も

近いし、ということで人気があつて、そこは全部埋まっていました。あの団地はもう築何年たっているのかな。結構たっていますね。25年から30年たっているのではないかな。平成元年だったような気がするのですが、その辺は何年でしたか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

八幡第二団地につきましては、平成11年度の建築になっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 二十何年ですから、30年たっていないので新しいなと思います。

そういった形で、町営住宅の管理については、半年前に総務経済常任委員会でやっていた報告書を見るのと、現場を見てきた感じとでは少しひどかったです。報告書と、現場を昨日1日かけて1つ1つ見てきて、1つ1つ住民の方のお話を聞いたら、やはりそういった問題点が結構あったので、草だとか、高齢化しているので草刈りも難しいので、草刈りをやってあげたりだとか、そういうのをすればと思います。

最後の民間アパートの借り上げ、町営住宅として利用する考えはないのかということで質問させてもらいましたが、民間アパートも空いていますし、それから町営住宅も空いている状況で、民間アパートをまた借り上げて、町営住宅として使うのは無理ではないかという形で、現時点では待機者ゼロということで、今ある町営住宅を有効利用して、人口が増えるような努力をしていただければと思います。

2つ目の質問については以上といたします。

続きまして、3つ目の消防団分団詰所跡地の有効利用について、これは総務課長ですか、確認をしていながらお答えをいただきたいと思いますので、よろしく願います。旧第9分団詰所と旧第10分団詰所は、利活用についての募集をして希望が出なかったけれども、地域のコミュニティー活動の拠点として、まだ建物はそんなに古くないので、使うということによろしいのですね。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 旧第9分団、旧第10分団ですが、こちらにつきましては、地元のほうからぜひ使わせてほしいということで要望がありましたので、その代わり、もちろん電気、水道は当然区の中でのということと、また建物についても、壊れたり、何かあった場合には町では対処できないということを条件で、それぞれお貸しをしている状況です。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 現状渡しということで、耐震性についてももう三十何年たっているの、あの場所をコミュニティー活動で使っていて何かあったら大変かなと思って、ちょっと聞かせていただきました。

次に、2点目の旧第3分団詰所は処分を含めて検討すると。それから、旧第4分団詰所はまだ新しく、あの場所は地域コミュニティー活動の拠点として角淵地区から借りたいという要望があったので、拠点として使うということによろしいですね。また、玉村分団については第8分団詰所に建てて、第8分団のある建物はもう古いので壊すと。それで、第2分団の詰所については、築45年以上経過しているから、処分を含めて検討しているということによろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 現状ではそのように考えております。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 次に、芝根分団については、令和7年度に水防センターを改修し、水防センター兼芝根分団詰所とすることの計画がなされております。そうすると、第5分団、第6分団、第7分団の詰所は、やはりこちらも築年数が古いから、私としては地域のコミュニティー活動の拠点として使って、地震でもあってけがでもあっては困るので、処分するというところで検討しているということによろしいですね。

それで、最後に中央分団については、玉村消防署北側の土地を確保して、詰所として建設を計画しています。第1分団詰所については、役場の敷地内ですから、そういったところを役場の施設として有効利用するという中で、役場分団があります。役場分団のミニタンク、あれはどこに止まっているのだから、私は見たことないのだけれども、そういったものを今度第1分団の詰所に置いたりとか、役場分団が会議する跡地として有効利用できればいいかなと思っているのですが、その辺について、教えてください。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君） 役場分団もできましたので、また町長の答弁にもありましたように、役場のすぐ横で、また敷地内ですので、今後有効活用ができるように検討してまいりたいと思います。

◇議長（石内國雄君） 10番浅見武志議員。

〔10番 浅見武志君発言〕

◇10番（浅見武志君） 消防団分団詰所跡地の有効利用については、計画どおり進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

---

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。2時45分に再開します。

午後2時26分休憩

---

午後2時45分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

---

◇議長（石内國雄君） 次に、12番新井賢次議員の発言を許します。

〔12番 新井賢次君登壇〕

◇12番（新井賢次君） 議席番号12番新井賢次でございます。議長から許可をいただきましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まずは、傍聴席の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。おかげさまで町議になってから、間もなく2期8年がたつこととなります。コロナの感染症の影響を受けて、傍聴が自粛されていた期間を除いて、いつも傍聴席という最も身近なところで温かく見守っていただいたことに心から感謝申し上げます。いつも大きな励みをいただきました。

それでは、始めます。まず、1点目、「新たな災害情報一斉伝達・収集システムの導入」について。令和7年度当初予算において、メルたま、職員参集メール、たまボイス、公式LINE、町ホームページなどを一元管理し、災害時において迅速かつ効果的に多様な媒体で住民に情報伝達が行える環境を整備するとしています。具体的にどのように行うか、またさらに上記に「広報たまむら」を加えた情報発信、伝達手段について、おのおの活用状況及び課題についてはどのように認識しているのか、伺います。

2点目、行政情報発信事業「ラヂオななみ」との業務委託の見直しについて伺います。ラヂオななみは、長期にわたり低聴取率が続いている。費用対効果を考えて業務委託の見直しについて、今まで一般質問や予算審議を通じて何回も繰り返し質問をしている。直近では、情報発信機能は多いほどよいため、情報を取得する1つの手段として有効であるという趣旨の答弁がありました。限りある予算の中で、以下のとおり改めて伺います。

平成18年、開局当初の目的は何だったのか。

文化センター敷地内にある基地局の建設費、ラヂオななみとの賃貸借内容、電気料金等含めて町の負担はないのか。

開局以来の業務委託料は総額幾らになっているのか。

今年度整備する防災行政無線整備事業に活用できなかったのはなぜか。経営母体が同じ伊勢崎市はFM波を利用している。

直近でのラヂオななみによる情報発信において、上記1による町からの情報発信手段で発信されていない情報内容として具体的に何があるのか、重要性をどう考えるのか。

最後に、同僚議員をはじめ、私の周辺の町民のほとんどが、毎年約500万円の予算について費用対効果に疑問を呈している。限られた財源の中、ほかに緊急かつ有効な使い道があると思うがどうか。

3点目、玉村町の食育に関する取組について。近年子供から大人までの食生活において、偏食や孤食、生活習慣病の増加、地域の農業との関連など、様々な課題が顕在化している。背景には、家庭や地域での食を通じたつながりの希薄化や、食への主体的関与の低下があると指摘されている。そこで、以下の観点から伺います。

玉村町における食育の現状認識。

教育・保育現場での食育の取組。

地域資源を活用した食育の可能性。

食品ロス削減や持続可能な食の在り方に関する教育。

今後の政策展開と玉村町食育推進計画の見直し。

4点目、広域幹線道路（国道354号バイパス）沿線の河津桜の有効活用について。沿線の河津桜は、町の景観を彩ると同時に、地域資源として極めて高い価値を持つものであると考える。地域振興や観光資源としてどのように位置づけ、活用していくのか。現状認識と今後の取組について伺う。

現在の管理状況及び取組。

観光資源としての活用方針。

情報発信及び広報体制。

地元産業との連携促進。

維持管理と保全に関する長期的方針。

地域教育や住民参加の推進について。

以上、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 新井賢次議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、「新たな災害情報一斉伝達・収集システムの導入」についてお答えします。現在、町からの災害情報発信につきましては、メルたま、職員参集メール、たまボイス、公式LINE、町ホームページがあります。メディアごとに担当職員がログイン、入力、チェック、配信作業等を行うため、災害情報や避難情報が届くまでに時間差が生じてしまうなど、迅速性、効率性を備えているとは言い難い状況にあり、短時間大雨情報等の迅速に情報発信を行う必要がある場合に、情報発信の遅れが懸念される状況にあります。この状況を解決するため、個々に運用していた複数のメディアを1つのシステムから一斉配信できるサービスを導入し、情報配信の迅速性、効率性を高め、素早く町民に

対して情報発信する体制を整えてまいります。

一斉配信サービスは、本年7月までに整備を行い、8月から運用を開始する予定となっております。現状のシステムは9月まで契約を続けるため、2か月間重複して運用することになります。なお、メールサービスにつきましては、現状のシステムを契約している契約業者からのメールアドレスの引継ぎをすることができませんので、メールサービスを利用継続する場合には改めて利用者側で登録を行う必要が出てまいります。その点につきましては、十分に告知を行う体制を取ってまいります。

次に、各メディアの活用状況及び課題についてお答えします。メルたまにつきましては、登録いただいたメールアドレスに対し、気象に関する警報や注意報のほか、各課からの情報発信を行っております。受信登録をする際に、受信する情報の種類を選択してもらう必要があるほか、情報発信側でも情報の種類を絞って発信するよう注意が必要となります。

職員参集メールにつきましては、年に1度、職員に対してテストメールを送信し、災害時における出動要請に対応できるようにしております。職員が携帯電話を変更した場合など、メールが受信できない状況が発生することがあるため、テストメール配信後には、受診できなかった職員に対し設定を促しております。

たまボイスにつきましては、登録いただいた電話番号に対し、災害情報等を音声で発信するシステムであり、災害情報の発信実績としては台風接近時に2回の発信実績があります。このたまボイスは、スマートフォン、パソコンを利用していない方にも情報をお届けする手段の1つとなっております。

公式LINEにつきましては、たまGOの予約や町の各種イベント情報を主体にお届けしており、災害時には災害情報を発信することができますが、これまでに災害に関する発信実績はございません。災害情報も配信されることを知らない方もいるとも思われるため、登録の周知を進める必要があると考えております。

町ホームページにつきましては、各所属にて随時情報を更新しております。一斉配信サービスを導入することで、新しい情報がより目に入るように機能が追加されるため、その点につきましても周知を行います。

なお、「広報たまむら」につきましては、広く住民へお知らせする紙媒体であるため、今回導入する一斉配信サービスの告知や、災害に対する備えなどについてお知らせすることを想定しております。

次に、行政情報発信事業「ラヂオななみ」との業務委託の見直しについてお答えします。まず、1点目の、開局当初の目的は何だったのかというご質問についてですが、ラヂオななみのホームページにも掲載があるように、玉村町周辺地域の情報を中心に、交通情報、天気予報、イベント情報のほか、緊急放送として地震などの災害情報なども放送することが開設の目的であると考えています。

次に、2点目の、文化センター敷地内にある基地局の建設費、ラヂオななみとの賃貸借内容、電気料金等による町の負担はないのかについてお答えします。文化センター敷地内にあるラヂオななみの建物については、平成17年6月30日付で建築確認が済み、平成17年7月に株式会社FMたまむ

らの発起人である代表の高橋忠雄氏により、行政財産の目的外使用申請書が提出され、以降5年ごとの更新で土地の利用について申請をいただいています。

当時文化センター敷地内の基地局建設費においては、町側の負担はなく、全て設置者側の負担で建設されました。敷地の使用料は、近傍宅地の評価額などから算出し、開局時の平成17年に19万5,300円、平成18年以降は年額27万900円を納入いただいております。開局した年の金額が少ないのは、月割りで1年間分ではないためであります。また、公共料金の電気料金は、ラヂオななみが電力会社に直接支払っており、上下水道料金は使用した料金を町に納入いただいておりますので、特に町の負担はない形で運営されています。

次に、3点目の開局以来の業務委託料の総額についてですが、平成18年度から令和6年度までで総額で9,263万3,998円でございます。

次に、4点目の、今年度整備する防災行政無線整備事業に活用できなかったのはなぜかについてお答えします。今年度整備する防災行政無線のシステムにつきましては、総務省の定める市町村デジタル移動通信システム方式に該当する手段といたしました。令和7年度中に整備を行い、国の緊急防災・減災事業債に間に合うよう整備を進める計画となります。検討に際しましては、ラヂオななみを利用した方式も検討いたしましたが、緊急放送時にFM放送へ割り込んで放送する方式よりも、設備の導入費用や維持管理費用が抑えられること、設備の操作やメンテナンスが容易であること等を総合的に検討し、今回の単独での基地局を設置する方式に決定いたしました。

庁舎内に操作端末、サーバー等を設置するほか、庁舎の屋上には情報発信用のアンテナを設置して情報を発信し、受信する側では専用の個別受信機を屋内に設置して情報を受信します。スマートフォンなどを持たないような災害時の情報入手が難しい方には、町から個別受信機を貸与することで確実な情報伝達を行うことができます。

次に、5点目の、直近でのラヂオななみによる情報発信において、開設当初の目的による、町からの情報発信手段で発信されていない情報内容として、具体的に何があるのか、重要性をどう考えるのか、についてですが、開設当初の目的の中で、発信されていない情報はありません。情報発信の重要性としては、様々な情報発信手段がある中で、1つの手段として、ラヂオななみの存在も非常に重要なものと認識しています。

6点目の費用対効果等についてですが、確かに毎年約500万円程度の支出は、大きなものと認識しております。しかしながら、先ほどもお答えしましたとおり、ラヂオななみは貴重な情報発信手段の1つであり、令和5年度の町民満足度調査では、情報を得ている媒体として3%の方が利用しているという結果もあり、一定数の町民の方が利用されているのも事実です。また、委託料においては、最も支出の多かった平成27年度に比べると、令和6年度においては、約14%の縮減をしておりますが、縮減したとはいえ、約450万円を使用するのが適切なのかどうかにつきましては、様々ご意見があることは承知しています。

今は、様々なツールで情報を受け取る時代であり、ラジオ自体あまり聴かないという現状があるのも事実です。そもそも、ラヂオななみ自体を知らない町民の方もいらっしゃるかと思います。そのため、時代に合わせた情報発信が必要だと考えますが、そうした中で、ラヂオななみの企業努力により、ユーチューブやポッドキャストでラジオ配信を行っているほか、インターネットラジオとしてリアルタイムで放送を聴けるよう体制を整えていただいているため、これらの周知を「広報たまむら」や公式LINE、メルたまで行うなど、たくさんの皆様に聴いていただけるよう、認知率の向上を図っていきたいと考えております。

また、一般の行政情報の配信とは別に、特定のターゲット層に向けた放送も拡大をしていければと考えております。現在においても、幼稚園や小中学校へ子供が通う子育て世帯に向けた放送や高齢者層に向けた放送を行っておりますが、特に、子育て世帯などに積極的に出演してもらえるような参加型の放送なども、ラヂオななみと考えていきたいと思っております。これにより、若い世代の方にも広く聴いていただければと考えております。

いずれにいたしましても、町としましては、今後も行政情報として聴いてもらえるような、放送内容の改善に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、玉村町の食育に関する取組についてお答えします。まず、1点目の、玉村町における食育の現状認識についてですが、はつらつ玉村21（第2次）計画に基づき、生涯にわたる食育を意識し、乳幼児期には健やかな発育、食の楽しさ、学齢期には調理、伝統食の継承、成人期には生活習慣病予防、高齢期には介護予防、フレイル予防をメインテーマに、複数課が連携し全庁的に食育に取り組んでいます。また、玉村町食育推進委員会において、関係部署からの報告や情報の共有、協力して実施するイベント等の検討、食育推進計画の検討を行っております。

次に、2点目の、保育現場での食育の取組についてですが、保育所や児童館では毎年プランターや畑に植えた野菜を育てて収穫し、子供たちの食への関心を高めています。教育現場での食育の取組については、後ほど教育長からお答えいたします。

3点目の、地域資源を活用した食育の可能性についてですが、昨年度は重田家住宅を拠点に、地域おこし協力隊員が多くの食に関するイベントを行い、今年度も同様に実施する予定となっております。

4点目の、食品ロス削減や持続可能な食の在り方に関する教育についてですが、持続可能な食環境づくりのためには、地産地消の推進が重要と考えます。玉村町には、季節ごとに様々な作物の生産が盛んであり、農業委員会や佐波伊勢崎農業協同組合、商工会等と協力して実施する、玉村産農産物消費拡大事業を令和3年度から実施しております。これは、生産から消費までの食の循環の中で、生産者をはじめとして多くの関係者により食が支えられていることを実感していただくための事業です。

最後に、5点目の、今後の政策展開と玉村町食育推進計画の見直しについてですが、今年度、食育推進計画の見直しとアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、令和8年度に第3次食育推進計画策定を予定しております。食育は、栄養や健康増進のみならず、食を通じたコミュニケーションや食

とその資源に対する感謝の気持ち、食の安全、食文化の継承など、様々な分野に及んでおりますので、引き続き関係部署が連携し、全庁的に取り組んでまいります。

次に、広域幹線道路沿線の河津桜の有効活用についてお答えします。まず、1点目の、現在の管理状況及び取組についてですが、河津桜は道の駅玉村宿から主要地方道藤岡大胡線の交差点までの間、東毛広域幹線道路の両側沿線に328本が植樹され、町では消毒や剪定などの管理と植樹場所全体の除草などの管理を行っています。消毒や剪定については町の造園業者に委託し、除草については協働管理の趣旨に賛同していただいた団体と河津桜協働管理委託契約を結び、景観の維持と道路環境の向上に取り組んでいます。

次に、2点目の、観光資源としての活用方針についてですが、河津桜は早咲きで花びらは濃いピンク色をしており、開花期間は他の桜と比較して長いため、ゆっくりと鑑賞を楽しむことができます。この河津桜が植樹されている東毛広域幹線道路は、当町に来町する重要なアクセス道路であり、最初に目にするものとなっておりますので、河津桜の美しい景観は、本町のイメージアップに寄与していると感じております。

また、開花時期の2月から3月頃のまだ肌寒い時期、道の駅等に駐車し、散策をしながら、お花見や写真撮影を楽しんでいる方も多数見受けられますので、当町の観光資源の1つとなっているものと考えております。

次に、3点目の、情報発信及び広報体制についてですが、現在は開花状況を道の駅玉村宿や玉村町魅力発信機構のホームページやフェイスブック、インスタグラム等のSNSなどを通じて随時情報を発信しております。

次に、4点目の、地元産業との連携促進についてですが、現在、道の駅では河津桜に合わせたイベントなどは実施していませんが、桜を見にきた人が立ち寄ることにより、道の駅の地元生產品の販売促進に貢献できているのではないかと考えています。今後、地域経済への波及効果を高めることができる連携などを、道の駅の事業の中で考えていければと思っております。

次に、5点目の、維持管理と保全に関する長期的方針ですが、1点目の管理状況でお答えしましたように、現在除草に関しては、協働管理の趣旨に賛同していただいている団体に安価で作業していただいておりますが、令和2年にはそれまで作業していただいていた団体が、急遽都合により、翌年から作業ができなくなる旨の申出があり、現在の団体に決まるまで苦慮した経緯があります。今後もそういった事態が発生することに備え、雑草抑制効果のあるクラピアの植栽なども行っておりますが、対象となる面積が約2.8ヘクタールと広大であり、クラピアの植栽や防草シートなどの整備に関しても多額の費用がかかることから、引き続き何かよい管理方法がないか、研究していく必要があると考えています。

最後に6点目の、地域教育や住民参加の推進についてですが、平成26年の植樹の際に、玉村小学校の児童が参加し、植樹を行った経緯があります。それから、現在町内の小学校では、3年生の「わ

たしたちの玉村町」という副読本を通じ、玉村町について、また玉村町の今と昔の移り変わりについて学んでいます。現時点では掲載されていませんが、今後改訂の際には、東毛広域幹線道路の河津桜についても掲載してもらえよう働きかけをしたいと考えております。そういったことから、子供たちに河津桜への興味や関心を持ってもらい、河津桜への愛着形成につなげていければと考えております。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君） 新井賢次議員の、玉村町の食育に関する取組についてのご質問のうち、教育現場での食育の取組についてお答えします。

学校における食育については、以前から取り組んできたところですが、家庭の食生活や家族の関わり方が変化してきている近年においては、その重要性が一層増してきていると考えております。具体的には、日々の給食での指導のほか、栄養教諭や栄養士が中心となって様々な取組を行っております。

年間を通した取組といたしましては、給食の時間における訪問指導があります。栄養教諭や栄養士が、各小中学校と玉村幼稚園を訪問し、各教室で学年や季節に合わせたテーマで講話を行っております。また、訪問以外にも動画の一斉配信を活用し、特別献立の説明や生産者を実際に取材した様子を見せたり子供たちに見てもらえる機会をつくっております。ほかには、麦ストロー作りを各小中学校で実施しています。麦ストロー作りを通して、玉村町の特産品である麦についての理解を深めたり、環境問題について考えたりするきっかけとしています。

また、給食での玉村カレーの提供も食育の1つです。食材のジャガイモとタマネギは、農業委員会と芝根小学校の3年生と一緒に種植えや収穫を行い、それらを調理して各学校、園にカレーとして提供されています。年に1度の玉村カレーの日は、子供たちも教職員も給食の時間をとても待ち遠しく感じています。共通の食にみんなで思いを通じ合わせる、玉村町ならではの貴重な日となっております。

そのほか、毎年夏休みの時期に合わせて実施する親子レシピコンクールや、食育標語・ポスターコンクールも、子供たちの食への意識を高める機会となっております。町教育委員会では、今後も食育を通して、子供たちの食に対する理解を深めるとともに、家族や地域との関わりを深め、持続可能な食生活づくりに寄与していきたいと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 大変丁寧に説明していただきまして、ありがとうございました。残り30分ということで、限られた質問を行いたいと思います。

まず、1点目の「新たな災害情報一斉伝達・収集システムの導入」についてですが、個々に運用し

ていた複数のメディアを、1つのシステムから一斉配信できるサービスを導入するとありました。これは具体的にどのような作業を行うのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） 新井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、これはシステム運営会社のサーバーにそのシステムが構築されていて、そこにこちらからアクセスして操作を行うといった形です。クラウド型のサービスということになりますので、役場内にシステムを置いたり、工事をしたりという作業はありません。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） そのイニシャルコストはどのくらいかかるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えさせていただきます。

今回のイニシャルコストなのですけれども、3年間のイニシャルコストと、ランニングコストということで当初予算を取らせていただきまして、その3年間の導入費とランニングコストが573万円くらいとなっております。そのうち、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」という、去年までというデジタル田園都市国家構想交付金の対象となっております、こちらの交付金が226万円交付していただける予定となっております、それを差し引くと347万3,000円くらいとなります。現行のシステムですと、3年間トータルだと、導入費なしのランニングコストだけで3年間で430万円くらいということで、この交付金を使うことにより、導入費とランニングコストが現在のものより安いというような状況であります。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それで、現在の町の情報発信手段として、メルたま、それからたまボイス、公式LINEがあるかと思いますが、おのおの有効登録者数、それから発信実績の主なものについて教えてください。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

メルたまが、5月29日現在で5,083件、たまボイスが741件となります。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

[企画課長 関根伸行君発言]

◇企画課長（関根伸行君） メルたまは、先ほどの約5,000人なのですが、公式LINEにつきましては約1,500弱の登録者数となっております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） それで、新しいシステムで出来上がった時点で、高齢者の方や外国人、要するに情報弱者と言われる方への配慮が必要かと思いますが、その辺はどうなっていますか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長（齋藤 博君） 確かにそのとおりでございまして、メルたまにつきましては現在使っているアドレス、メルたまのシステム自体からアドレスを移行できませんので、また新たに、新しいシステムにメールアドレスを登録していただく必要がありますので、そちらは特に情報発信に力を入れたいと思っております。

また、高齢者や外国人の方にも、ホームページや広報等で周知していくしかないもので、十分な周知をしていかなければならないと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） スマホやパソコンを持たない人についてはどうということですか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

パソコンを持たない方につきましては、たまボイスでの対応をしていただくような形を考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

[12番 新井賢次君発言]

◇12番（新井賢次君） 新しく今度できる行政防災無線、これはどういう形でこれに活かされるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

[環境安全課長 齋藤 博君発言]

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

防災行政無線につきましては、電話ですね、スマホなり携帯電話なり、ご自宅の固定電話も使えな

い人には、個別の受信機を置くことによって、こちらから防災行政無線で発信すれば自動的にスイッチが入って、情報が流れるという形ですので、防災行政無線は全く手段を持たない方に活用していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それで、この新しくできたシステムで運用するときに、災害情報として発信すべき状況判断、これについては誰がいつ行うのでしょうか。

全戸配布されている総合防災マップ、こちらに警戒レベル1から5ということで記載されていますが、この時点での判断というのはどういう状況でやるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

まず、警戒レベル1の場合には、台風が近づいているというような情報とか、大雨が続くというような情報のときでありますので、役場の職員、環境安全課のみで対応となります。

警戒レベル2で、洪水注意報や大雨注意報が出たときにつきましても、環境安全課で対応しまして、状況に応じて台風が近づいている情報を発信していくなど、また洪水の注意報が出ているという情報を発信していくかどうかというのは、環境安全課で決めていくと思います。

次に、警戒レベル3なのですけれども、こちらは警報が出たときです。警報が出たときには、当然役場に環境安全課及び総務課長が集まりまして、こちらでどのような情報を発信していくかを決めていくのですけれども、まず警戒レベル3で高齢者等避難となりますので、初動態勢として、役場に町長をはじめ25名ほど集まることになっておりますので、そちらで決めていきます。

次に、警戒レベル4、土砂災害情報や氾濫危険情報が出た場合には、この時点で役場のほうに40人ほど集まりまして、あとはもう避難指示です。避難指示を発令することになります。

警戒レベル5となりますと、もう氾濫発生情報、大雨特別警報など出ているということで、氾濫が発生しているということですので、緊急安全確保ということでこちらで発信していきます。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） これは新しいシステムの運用ということになるかと思うのですけれども、担当職員の異動や、あるいは退職による属人化に対する問題というのは対応が必要なののでしょうか。平時からの訓練やマニュアル整備等も必要になるかと思いますが、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 齋藤 博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤 博君） お答えいたします。

こちらの災害情報一斉伝達システムですけれども、こちらのシステムはメルたま、LINEについては平常時から使用するものです。クラウド型ですので、特別決まったパソコンではなくてもシステムに入れますので、常時職員が使用していくので、その辺の操作性は問題ないと思います。そのほかのものにつきましては定期的に操作訓練を行いまして、誰でも操作できるような状況をつくっていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） 8月から運用を開始するということで、しっかり準備を進めて取り組んでいただければと思います。

では、2点目の行政情報発信事業「ラヂオななみ」との業務委託の見直しについて伺います。先ほど冒頭にも申し上げましたが、このことについては極めて低い聴取率を起因として、費用対効果の観点から過去4回質問をしてきました。今回が、この件に関する最後の質問になるとの思いがあり、今までより踏み込んだ内容の通告を行いました。いずれも丁寧に答弁いただき、ありがとうございました。残念ですが、費用対効果の観点から、金額に対する見方の違いや、立場や、あるいは状況による価値観の差というか、たかが500万円なのか、されど500万円なのか、自分自身そんな感じもしております。

基本的には、町長のお考えも伺いました。企画課長として簡潔にどういう思いでおられるかだけ。簡単にちょっと話してください。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君） お答えいたします。

新井議員がおっしゃるように、年間約500万円の、実際450万円程度なのですけれども、その費用対効果につきましては様々な意見があると思います。さきの3月の予算特別委員会での新井議員のご質問でもお答えしましたとおり、1日3回の行政情報の放送で1日当たり約1万5,000円の委託料ということです。これが1回当たりとなると約5,000円、5分程度の1回当たりの放送なのですけれども、この額に関しては決して高いわけではなく、他のコミュニティー放送のラジオでは2倍、3倍かかっていたり、大手のラジオ局ではもっと放送料がかかるかと思えます。

私はこの質問を受けて、担当として思ったことがございまして、宇津木治宣議員がご生前、一般質問でたまりんの質問をしたことがあるのですけれども、そのときに、たった1人でも乗っている方がいれば、それは行政として廃止すべきではない、とおっしゃられていたのがとても印象的で、それが全て正解という認識ではないのですけれども、確かにふだん聴いている人が少ないという現状もあると

は思いますけれども、視点を変えてみると、災害時を想定した場合に、例えば地震や大雨で大規模な災害が発生したときに、テレビやインターネットがその影響で使えなくなったとしても、ラジオが生きているかもしれない。そういったときに、ラジオで情報伝達ができる状況があるかもしれない。いつ何が起こるか分からない今の時代において、そうしたことは、行政としてあらゆることを想定して、そういった情報伝達手段を確保していくというのは、やはり国においても国民の生命と財産を守るべく、国土強靱化に強力に取り組んでおりますので、ソフト面として玉村町の行政としても、様々な情報手段の1つとしてラジオ局を確保していくというのは決して無駄ではなく、行政としての責務ではないのかなと思うところでございます。

そういったことも踏まえた上で、ご理解いただければと思いますけれども、もちろん町長の答弁にもありましたとおり、ふだんから行政情報として聞いてもらうような工夫改善もしていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） この件については最後ということで、私の思いをもう一度お伝えしたいと思えます。

なぜ聴取率が低いかということがまず問題なのですが、私は放送の時間帯に問題があると思うのです。要するに行政情報が1日3回ということなのですが、朝の7時15分から、それから昼の13時25分から、夕方の17時半から、1日3回、いずれも1回5分で、土曜日、日曜日は休みと。結局通勤者、あるいは通学者は全く聴く機会がないというのが1点です。

それから、群馬県内の自治体で地域コミュニティ放送を行っているのは、玉村町以外全て市です。前橋市、高崎市、太田市、伊勢崎市、桐生市、沼田市。FMラジオ局の経営の要である株主も、広告スポンサー企業も、地元を中心とした著名な多くの企業で構成しています。地元のFMラジオ局を盛り上げよう、大切にしようという支援者の数が、圧倒的に玉村町と違うのだと思えます。

それから、先ほどから町長なり企画課長も含めて、いろいろな努力、新しい試みをしていただいていると、しているというお話がありましたが、私の印象は、開設当初のほうが今より活発に活動していたという印象があります。以前は、ラヂオななみの名前を冠した車がしょっちゅう町の中を走っていました。ここ10年近く全く見ていません。ちなみに平成17年には、ラヂオななみが活動報告ということでこんな冊子を作っているのです。この中身を見ますと、今よりはるかに活動していることが読み取れます。町の声聞いたゲスト取材総数は、113件の実績が掲載され、報告されています。それから、ありがとうコールという企画を組み、保育園、幼稚園児、保護者等216名がオンエアされています。なおかつ翌年の18年から、インターネットサイマル放送を取り込み、スマホやパソコンでも気軽に聴けるようにすると、そんなことをこの冊子の中で述べているのです。私は、ななみの

スタッフも含めて、当時のほうがずっと頑張っていたのかなという印象があります。当時の聴取率がどうだったかは分かりませんが、町民への認知度は間違いなく今よりあったと思います。

それで、先ほど聴取率の話がありましたけれども、私が平成31年の3月議会で質問したときの聴取率は、聞いたことがある人は33.2%いました。でも、その内訳は、ほぼ毎日が1%、週に何度かが1%、月に何回かが2.2%、年に何度かが28.5%、全く聴いていない人が66.8%でした。その時点で、ほかの地域のコミュニティ放送や自治体の委託状況を調査したい、増加が予想される外国人向け行政情報の発信活用を図っていく、それから、県立女子大学と連携した新しい番組を検討しているというような回答がありました。それが今、どうなっているのでしょうか。

それから、直近で今年の3月、令和6年3月に質問したときは、聴取率、聞いたことある人は17.4%でした。ですから、2019年から半分に減っているのです。ですから、私はいろんなことやっていただいているのだけれども、現実的にはなかなか聴取率が増えないというのが現実だろうと思います。ラヂオななみの存在さえ知らない、聞いたことがないという人が83%という結果を踏まえても、年間500万円は費用対効果の件で本当に問題ないと言えるのでしょうか。2年前には、町の監査役からの指摘もありました。限りある財源です。私は、たかが500万円ではなくて、されど500万円、そういう立場で立っていたいと思います。

この件についての私の質問は最後になりますが、町長、これからどんな形で頑張っていただけるのか、お願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今新井議員のおっしゃったことを全部踏まえた上で、課題といいますか、何年前か、神川町が視察に来ているのです。玉村町が町でラヂオななみを、これをないところから見ると、町で地域放送ラヂオを持っているということが物すごいことなのだと思います。やはり周辺の人なんかは逆に考えている。であれば、これをどのような形で、もっと社会のベースのところでも通用する情報発信ツールとして盛り上げていくかということが大事だと思っています。新たに作るのではなくて、もう出来上がっているのだから。そして新井議員が指摘されたことも踏まえて、伊勢崎市は外国人向けの行政放送もやっています。いろんなことを伊勢崎市との連携、行政情報の共通情報もありますので、そういったものとか、いろいろなイベント情報、町の魅力発信をもう少し組み入れる形で、聴いていただけるような環境を強めていくということが大事だと思っています。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ぜひ町長、よろしく願いいたします。

では、3点目です。玉村町の食育に関する取組について伺います。実は、今日の新聞に、食事を支える側に、というタイトルで、食育団体の代表者の方の投稿記事が視点オピニオンという欄に紹介さ

れていました。ご本人が摂食障害を経験したことを踏まえて、食べることの尊さを伝えたいと。そのことが、私の食育活動の原点になっているという文章でした。そして、いつものように私、NHKの朝ドラ「あんぱん」を観ています。それで、おいしい食事、あるいは楽しく頂く食事が大切だなといつも感じています。

全国的にも食育の必要性が求められている中、先ほど町と、それから教育長含めて現状をお聞きしました。なかなか自分がイメージしたよりきちんとできているのだなと思って、皆さんに敬意を表したいと思います。

その上で幾つかお聞きしたいと思います。答弁の中にあつた玉村町食育推進委員会、この役割について簡単をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君） お答えします。

町長の答弁にもありましたとおり、食育というのは栄養とか健康増進とか、それだけではなくて、食を通じたコミュニケーション、食とその資源に対する感謝の気持ち、それから食文化の継承など、様々な分野にわたっていますので、食育に関する事業を行っている部署、健康福祉課を中心に学校教育課、経済産業課、生涯学習課、企画課、子ども育成課などで集まって、食育推進委員会というものをつくって、情報共有、意見交換を行っています。

その上で、それぞれが行っている食育に関する業務の中でヒントを得たりですとか、互いにアドバイスをしたりですとか、時にはそのアドバイスを教え合ったりですとか、また協力できることは協力し合いながら、その事業をよりよいものにしていこうということで、食育推進委員会というものを定期的に開いております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） ありがとうございます。

地域資源を活用しての食育の可能性というところで、重田家住宅の話在先ほどされてきました。私は、全国で唯一の全国食肉学校、こちらも玉村町にとって貴重な地域資源だと思っておりますので、ぜひなお一層取組を進めていただければと思います。

それから、教育現場での食育の中心的な役割を担っている学校給食センター、こちらについては私もいろんな情報というか、給食センターに前に行ったこともありますが、ほかの地域に比べてかなり玉村町の学校給食センターはしっかりしているというか、そういう取組があるということも実例としても伺っていますので、継続してぜひみんなが喜んで食べてもらえるような、そういう給食を続けていただければと思います。

それから、令和8年度に第3次食育推進計画を策定するという事なので、引き続いて全庁的な取組をぜひお願いいたします。

最後になりますが、広域幹線道路沿線の河津桜の有効活用について伺います。これは町として、町のシンボルになるような道路にしたいということで、県にお願いして植栽してもらったということです。今までに事業費、令和5年が350万円、令和6年が453万8,000円、令和7年が594万7,000円ということで、毎年3割くらいの割合で増えているのです。これはどうして増えていくのか。それから、今後どんなこと、まだまだこれからも増えていくのかということについて、説明をお願いします。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

毎年、維持管理の事業費が増えていくことに関しましては、木が成長すると、消毒もその分枝が大きくなったりしますので、その分薬剤を使ったりとか時間もかかるとか、そういったことがあります。そういったことによって、当初植えたときは中木ということで小さな木だったのですけれども、だんだん高さ3メートルを超えてくると高木で、幹の周りの大きさが大きくなっていけばなっていくほど、そういった消毒の材料なども多くなっていきます。また、毎年労務単価も上がっていっていますので、そういったことでこれからは管理費用についてはだんだん増えていってしまうと考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それで、業務内容の中で協働管理委託ということで、除草、草刈りについて、ここ何年かは100万円ということになっています。協働管理するというので、どうも安価になっているようなのですが、この協働管理はいつまで続けられるか。それは相手がいることなので、不安です。本来のように、例えばこの草刈りを外注して頼むとか、そういう状態になったときには、今幾らくらいかかるだろうと想定しているのですか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君） お答えいたします。

こちら、実際に業者委託をするということで設計をしてみますと、年間3回行いますと、税込みで約1,800万円ほどかかるような試算となっております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番新井賢次議員。

〔12番 新井賢次君発言〕

◇12番（新井賢次君） それは、将来的にすごく不安です。毎年例えば3,000万円かかるようになったら大変だと思います。

それで、1つは今後それをどう検討するのかという中で、草刈りロボット、これについてちょっと勉強してみたのですが、いろいろな草刈り機があるのですけれども、500万円とか600万円くらいで購入できるようなものもありそうなのです。ですから、まだ今協働管理ができていううちに、将来的に安価で済ませる方法について、ぜひ研究してもらいたいと思います。

それから、いずれにしてもこれだけの金額がかかっている中で、今ある町の資源としてさらに有効に使っていただく必要があるのではないかと思うのです。まずは、道の駅とコラボして、満開時に合わせていろんな企画をしてみたらどうかと思います。例えばあそこの土地をゆっくりウォーキングだとか、あるいはポタリングだとか、電動バスを走らせるとか、あれだけの資源があるわけですから、受け身ではなくて、ぜひ積極的に使うことを考えていただきたいと。それで、まずは町民の皆さんが楽しめる、あるいは誇りに思える、そういう形の河津桜にしていきたいと思います。

先行して、隣の高崎市側で進む企画、まちづくりともいろいろなときにコラボを考えるときに、河津桜が玉村町としての目玉になる、桜並木をそういう存在にしていきたいと。そのようにお願いして、終わりにしたいと思います。



## ○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日3日火曜日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時43分散会